

(ポスター)

Call for Municipal Housing Applications (June 2024 Application Round, Point-based system)

- Dates/location of application pamphlet distribution for June 2024

Dates: June 6(Thu) to June 16(Sun), 2024

Locations: Housing Application Collection Dept. (Boshū ka, Sendai City Hall, Kokubuncho Office 2F), Municipal Information Center (Shisei Jyoho Senta, Sendai City Hall, Main Bld. 2F), Ward Offices (Kuyakusho), Comprehensive Branch Offices (Sōgō Shisho), Sendai Station Aoba Ward Office Census and Residents Service Center (Aoba Kuyakusho Koseki Juminka Sendai Eki-mai Sabisu Senta, AER 5F), Licensing Centers (Shōmei Hakkō Senta), your ward's Central Residents' Centers (Chuo Shimin Senta), Sendai City Council of Social Welfare ward offices(Syakai Fukushi Kyogikai), Lifelong Learning Center (Shōgai Gakushū Senta), Miyagi Housing Office (Miyagiken Jutaku Kyōkyū Kōsha), Sendai Tourism, Convention and International Association SenTIA), Takasago/Tsurugaya/Shirōmaru/Moniwa Administrative Offices (Kanri Jimusho)

- Application Deadline

Applications must be postmarked by **June 16(Sun)**

Send applications by post in the official envelope.

- About the "point-based" system:

Points will be calculated for each applicant's level of necessity based on the "Housing Hardship Assessment Form" portion of the application form. Housing will be assigned to those with the most points first.

In cases where several applicants have the same number of points, housing will be assigned by lottery.

- Move-in Date

Moving in is scheduled to take place on **Oct 6(Tues), 2024**.

For further details, please see the leaflet titled "Notice on Sendai Municipal Housing (June 2024)."

Inquiries: (Public Utility Foundation) Sendai-shi Kensetsu Kōsha Boshūka
3 Chome-10-10 Kokubuncho, Aoba Ward, Sendai
(Sendai City Hall, Kokubuncho Office 2F)
Tel: 022-214-3604

(募集案内)

Call for Applications

Notice on Sendai Municipal Housing Applications (Point-based), June 2024

About the "point-based" system:

Points will be calculated for each applicant's level of necessity based on the "Housing Hardship Assessment Form" portion of the application form. Housing will be assigned to those with the most points first. The points reflect the amount of space per household member, living conditions such as bathing facilities etc., household income, percentage of income paid as rent, single-parents/members with disabilities, past evictions, etc.

In cases where several applicants have the same number of points, housing will be assigned by lottery.

The application period is June 6th-16th, 2024.

All applications are accepted by postal mail. (Applications delivered in person or by phone are not accepted.)

Applications postmarked by June 16 (Sun.) will be considered eligible.

Municipal housing is for those having trouble finding housing.

☆Notice on Sendai Municipal Housing (June 2024)

☆Sendai Municipal Housing Application Form/Housing Hardship Assessment Form (June 2024)

☆List of Sendai Municipal Housing Facilities with Vacancies (for June 2024 application)

Make sure you have all the above items.

- Some eligibility restrictions apply to applications for municipal housing.
- Please read the "Notice on Sendai Municipal Housing" carefully before applying.
- Any personal information provided to (Public Utility Foundation) Sendai-shi Kensetsu Kōsha will be used solely for eligibility screening and administration after moving in to municipal housing. It will not be used for any other purpose.
- The application form and submitted documents CANNOT be returned under any circumstance.
- If there are fewer applicants than vacancies in the June application period, further application rounds will be held as needed.

Municipal housing applicants must fulfill all eligibility requirements described in 1 through 8 below.

Eligibility will be judged based on the applicant's status as of the date of the application deadline.

1. The applicant resides in Sendai, or the applicant's workplace is in Sendai.

As of the date of the application deadline, it must be possible to confirm the applicant's place of residence on their Resident Registration and place of work on their Employment Verification Certificate.

2. The applicant is having trouble finding housing.

3. The monthly income of the applicant's household falls within the prescribed range (JPY 158,000/month or less).

4. The applicant has no prior record of misuse of municipal housing.

5. No member of the applicant's household is delinquent in payment of municipal tax, light motor vehicle tax, property tax, or city planning tax.

6. The applicant is an adult (married persons are considered to be adults).

7. The applicant does not live in municipal housing (excluding cases in which a household is being divided, e.g. due to the marriage of a child).

8. The applicant does not belong to a criminal organization (nor does anyone who will live with the applicant).

市営住宅入居者募集のお知らせ

(令和6年6月募集・ポイント方式)

○ 令和6年6月募集パンフレットの配布期間・配布場所

配布期間：令和6年6月6日(木)～16日(日)まで

配布場所：仙台市建設公社募集課(仙台市役所国分町分庁舎2階)、市政情報センター(仙台市役所本庁舎2階)、区役所、総合支所、青葉区役所戸籍住民課、仙台駅前サービスセンター(アエル5階)、証明発行センター、各区中央市民センター、仙台市社会福祉協議会各区事務所、生涯学習支援センター、宮城県住宅供給公社、仙台観光国際協会、高砂・鶴ヶ谷・四郎丸・茂庭管理事務所

○ 申し込み締め切り日

令和6年6月16日(日)まで 当日消印有効

所定の封筒にて、郵送によりお申し込み下さい。

○ ポイント方式とは

「住宅困窮度申告書」に基づき住宅困窮度の点数化を行い、評価点の高い方から入居者を決定します。

評価点が同一の場合は、抽選により入居者を決定します。

○ 入居時期

入居は、令和6年10月8日(火)を予定しております。

詳しくは「仙台市営住宅入居募集のごあんない(令和6年6月)」をご覧下さい。

問い合わせ先：公益財団法人仙台市建設公社 募集課
仙台市青葉区国分町3丁目10番10号
(仙台市役所国分町分庁舎2階)
TEL214-3604 FAX214-8592

令和6年度 仙台市営住宅 入居募集のごあんない [ポイント方式]/[令和6年6月]

ポイント方式とは

申込書の「住宅困窮度申告書」に基づき住宅困窮度の点数化を行い、評価点の高い方から入居者を決定します。評価は世帯人員における住戸面積、風呂等の設備状況、世帯の所得状況、家賃負担率、ひとり親世帯・障害者世帯等の世帯状況、立退きの有無等の項目により判定します。
評価点が同一の場合は、抽選により入居者を決定します。

申込期間は令和6年6月6日～6月16日までです。

お申込み方法はすべて郵送による受付となります。(窓口・電話では受付いたしません)
6月16日(日)までの郵便局消印のあるものが有効となります。

市営住宅は住宅に困っている方のための住宅です

- ★「仙台市営住宅入居募集のごあんない(令和6年6月)」
- ★「仙台市営住宅入居申込書・住宅困窮度申告書(令和6年6月定期募集)」
- ★「仙台市営住宅定期募集住宅一覧表(令和6年6月定期募集)」がそろっているかご確認ください。
- ◆市営住宅には申込資格の制限があります。
- ◆この「入居募集のごあんない」をよく読んでから、お申込みください。
- ◆仙台市及び(公財)仙台市建設公社は、市営住宅の入居申込みで知り得た個人情報を、入居資格審査及び入居後の管理運営の目的以外に利用することはありません。
- ◆申込書および申込み時に添付された書類は、一切お返しえません。
- ◆今回の6月定期募集の申込者数が募集戸数に満たない場合には、随時募集を行う場合があります。

公益財団法人仙台市建設公社 住宅部 募集課

〒980-0803

仙台市青葉区国分町三丁目10番10号(仙台市役所国分町分庁舎2階)
☎(022)214-3604 FAX (022)214-8592

もくじ

	ページ
1. ポイント方式とは	1
2. ご存じですか（お申込みの前に必ずお読みください）	3
3. 申込みから入居までの流れ	4
4. 申込書等記入相談窓口の開設	5
5. 申込資格	6
6. 申込資格緩和要件	8
7. ペットと一緒に入居可能な住宅について	10
8. 一般階層世帯と裁量階層世帯の区分	12
9. 申込みについての注意	13
10. 申込資格の確認（6・7ページの再確認です）	14
11. 申込書・住宅困窮度申告書の書きかた（記入例）	15
12. 世帯の所得月額の計算対象となる収入	21
13. 世帯の所得月額の計算手順	21
14. 所得計算の方法	22
15. 所得から控除する金額	26
16. 世帯の所得月額の算出	27
17. 家賃	27
18. 入居者の選考	28
19. 二次審査（一次審査通過者のみ）	29
20. 入居手続き	31
21. 家賃・共益費等と市営住宅のルール	32
22. 市営住宅の種類	35
23. 市営住宅位置図（青葉区）	38
24. 市営住宅位置図（宮城野区）	40
25. 市営住宅位置図（太白区）	42
26. 市営住宅位置図（若林区）	44
27. 市営住宅位置図（泉区）	45
28. 各市営住宅への交通手段	46

令和6年度の募集スケジュール

5月特定枠募集（ひとり親・子育て・多子世帯対象）・6月定期募集（ポイント方式）

9月定期募集（ポイント方式）・12月定期募集（抽選方式）

1月特定枠募集（ひとり親・子育て・多子世帯対象）・3月定期募集（抽選方式）

※社会情勢等により、募集内容が変更となる場合もございます。

1. ポイント方式とは

申込者の住宅に困っている度合いを「居住環境」「収入・家賃負担」「世帯状況」等の項目ごとに点数化し、評価点の高い申込者に入居決定する方式です。
住宅に困っている度合いを適切に把握するために、二次審査ではさまざまな確認書類を提出していただく必要があります。

ポイント方式は、申込者本人の申告によって点数が決まります。お間違のないよう正確にご記入ください。
お申込み後は、理由を問わず記入内容の変更ができません。
なお、虚偽による申告の場合には、失格となる場合がありますのでご注意ください。

ポイント方式の申込みにあたっての注意事項

- ◎ 申込みにあたっての大切な事項ですので、必ず確認のうえお申込みください。
- ① 市営住宅入居申込書（以下「申込書」という）と住宅困窮度申告書（以下「申告書」という）の両方の記入および提出が必要です。
- ② 一次審査では、申込書・申告書に記入された内容に基づき点数を配点するため、未記入の項目については配点されません。
- ③ 申込み後は、理由を問わず記入内容の変更はできません。
- ④ 申込書・申告書の提出（一次審査）の際には、証明書類の提出は必要ありません。
- ⑤ 一次審査において申込書・申告書に基づき配点を行い、同点の場合においては、公開による抽選により順位を確定します。
抽選対象者の方に対しては、改めて抽選番号をお知らせいたします。
抽選に際しては、抽選対象者はポイントが同点の方と限定しておりますので、優遇措置などは行いません。（抽選玉は1世帯1球となります）

⑥ 一次審査の後、ポイントが上位の方およびポイントが同点で抽選の結果、当選となつた方について、二次審査として書類審査を実施いたします。

- ・申込書、申告書の内容を確認するため、証明書類の提出が必要です。

<例え>

住民票、(非)課税証明書(16歳以上は必要)、住宅状況証明書等

(注意)

入居申込者が市営住宅申込書・住宅困窮度申告書において申請された内容が事実と異なる場合、虚偽の申込みをされた場合や証明書類を提出できない場合には、原則として失格となります。

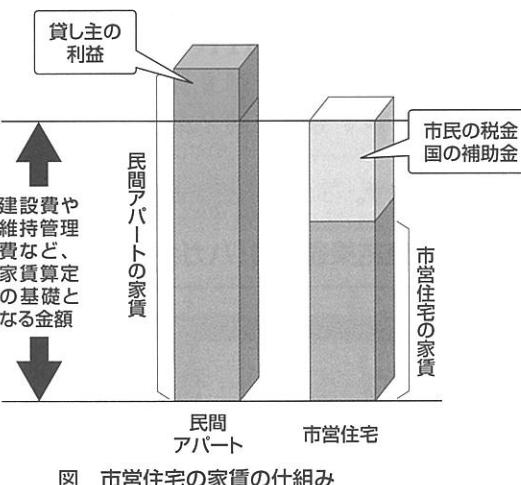
2. ご存じですか(お申込みの前に必ずお読みください)

◆市営住宅は、市民の財産です。

「住まい」に困っている仙台市民の生活基盤として建設されています。

◆安い家賃の市営住宅には、収入が少なく、住宅の確保に本当に困っている市民や仙台市内に勤務先のある方が申込みできます。

◆市営住宅で暮らすには入居される方全員の収入を毎年報告していただく必要があります。



市営住宅には市税などが使われ、入居者の家賃が安くできる仕組みになっています。家賃は入居された方の収入に応じて算定されるため、入居後も毎年6月に世帯全員の収入を報告していただきます。

市税を滞納している方は原則市営住宅へ入居できません！

(仙台市では市税を滞納している方への行政サービスを一部制限しております)

◆ペット飼育が可能な住宅以外はペットの飼育はできません。 (敷地内、共用部での餌付けや一時預かりもできません。)【身体障害者 補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)を除きます。】

◆今回募集している住宅には、すべてお風呂(浴槽・風呂釜)がついています。

次のような点にもご注意ください。

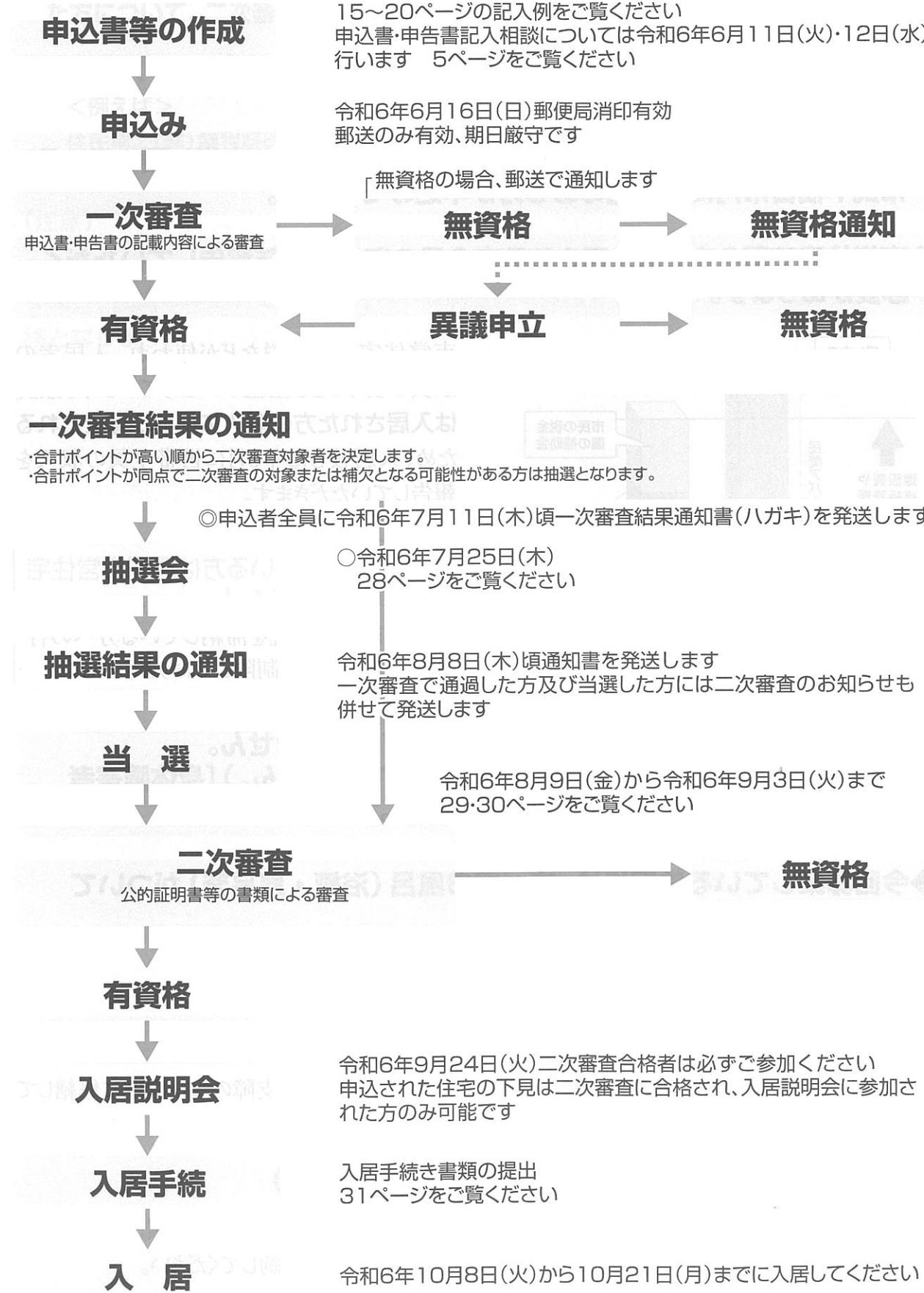
◆市営住宅は新築のような状態ではありません。

募集する住宅は、新築を除き、前の入居者が返還した住宅を日常生活に支障のない程度に修繕して入居していただくものです。

◆駐車場の数には限りがあります。(駐車場は有料です)

駐車場が少ない団地やない団地もあります。(33ページの有料駐車場設置団地を参照)
団地内の駐車場に空きがない場合は、ご自身で周辺の民間駐車場を契約してください。
駐車場以外への迷惑駐車は、絶対にしないでください。

3. 申込みから入居までの流れ



4. 申込書等記入相談窓口の開設

市営住宅入居申込書・住宅困窮度申告書の記入方法、申込資格等で不明な点がありましたらご利用ください。相談には、給与や年金など収入を証明する書類、賃貸借契約書、その他必要な書類を必ずご持参ください。期間中は混雑が予想されますので、ご了承ください。
 ※所得計算等の電話によるお問い合わせは、内容が食い違う場合がありますのでお断りしています。
 ※必要書類がすべてそろわない場合には、正確なポイント計算の相談ができないことがあります。
 ※駐車場はご用意できません。公共交通機関をご利用ください。

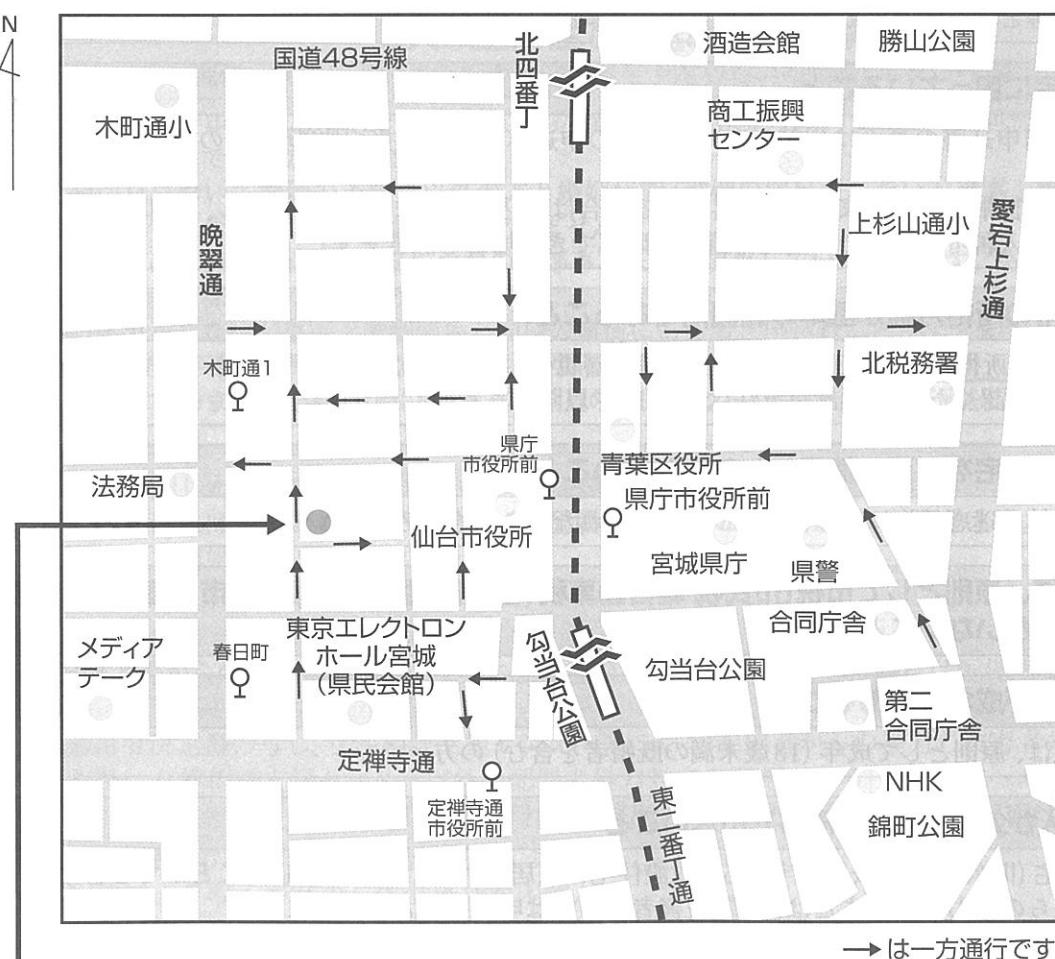
次のような相談はお断りします

- 申込資格がないのに申込みをしたい。●抽選や困窮度評価なしで入居させてほしい。
- 事前に住宅の下見をさせてほしい。

日 時	場 所
令和6年6月11日(火)・12日(水) 午前 9時~午前11時 午後 2時~午後 4時	仙台市役所国分町分庁舎 仙台市青葉区国分町三丁目10番10号 1階第1会議室

※申込書の住所・氏名・家族名等記入できる箇所はすべて記入の上、ご相談ください。

案内図



仙台市役所国分町分庁舎

※記入相談窓口は、1階第1会議室で行います。
※仙台市建設公社 募集課は2階です。

5. 申込資格

申込みされる方は次の1~8のすべての資格を満たすことが必要です。

<申込締切日の状態が申込資格の判断の基準となります>

★福島復興再生特別措置法に基づく居住制限の方、子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者は条件が異なりますので、8・9ページをご確認ください。

※被災市街地復興特別措置法第21条に記載される公共事業の実施に伴い移転が必要となった方についても一部資格が緩和されますので、お問い合わせください。

1 申込者本人が仙台市内に居住しているか、または勤務地が仙台市内であること

- 申込締切日現在の居住地は住民票、勤務地は勤務先証明書により確認できること。
- 原則として、夫婦を分割した申込みはできません。(7ページをご覧ください)
ただし、配偶者等からの暴力被害者または、犯罪被害者等は、分割して申込むことができます。
※「配偶者等からの暴力被害者」とは…
配偶者暴力相談支援センターまたは女性自立支援施設もしくは母子生活支援施設の保護終了した日から5年以内の被害者と、配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出された日から5年以内の被害者及び女性相談支援センター等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている被害者(なお、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関等による「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」による確認がされている者も同様に取り扱います)のことです。
※犯罪被害者等とは…国の定める「犯罪被害者等基本法」に規定されている方のことです。

2 現在、住宅に困っていること

- 市営住宅入居申込書の裏面に列記した市営住宅の申込みの理由(住宅困窮理由)のいずれかに当てはまるごと。
- 入居する方の世帯の中に持家を所有・共有する場合は申込みできません。(ただし、売却等により処分したことが入居可能日までに登記簿謄本で確認できる場合を除きます)

3 申込み世帯の所得月額が基準の範囲内であること

- 一般階層世帯(所得月額158,000円以下)、裁量階層世帯(所得月額214,000円以下)
(12ページを確認ください)(計算方法は21ページ以降をご参照ください)

4 過去に市営住宅を不正に使用したことがないこと

- 家賃等の未納や迷惑行為により、明渡しを求められた方などを含みます。

5 世帯の中に、原則として市税(市民税・軽自動車税(種別割)・固定資産税・都市計画税)を滞納している人がいないこと

6 申込者本人が成年者であること

- 申込者本人は、原則として成年(18歳未満の既婚者を含む)の方。

7 申込者本人が公営住宅に入居していないこと

- ※UR賃貸住宅(旧公団)・県公社住宅・応急仮設住宅に入居されている方は申込むことができます。
- ※配偶者等からの暴力被害者または、犯罪被害者等の方は申込むことができます。
- ※公営住宅に入居している同居者が、その世帯から分離して申込む場合等は除きます。

8 暴力団員でないこと(同居予定者を含みます)

单身で申込みされる方

次の(1)~(12)のいずれかに該当する方です。<申込締切日の状態が申込資格の判断の基準となります>

- (1) 60歳以上の方
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている1級から4級までに該当する程度の方
(市町村長等より障害者・特別障害者控除対象者として認定を受けたことを証明できる方)
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級から3級までに該当する程度の方
- (4) 療育手帳の交付を受けている障害の程度が「A」又は「B」に相当する程度の方
- (5) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって、政令で定めるものにより、障害福祉サービス受給者証又は特定疾患医療受給者証の交付を受けており、医師の診断書がある方
- (6) 戰傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方
- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
- (8) 生活保護法による被保護者の方又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項に規定する支援給付を含む)を受けている方
- (9) 海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で、日本に引き揚げた日から起算して5年未満の方
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方
- (11) 配偶者等からの暴力被害者の方
- (12) 犯罪被害者等の方
★身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方で、常時の介護を受けることができない方は、申込みできません。

2人以上居住で申込みされる方

現在、同居している親族または同居を予定している親族がいる方です。

- ★婚姻の予約者と申込むことができますが、申込締切日から6ヵ月以内または入居可能日から3ヵ月以内に婚姻届を提出できる方に限ります。
申込締切日において婚姻の予約者以外の方と婚姻状態(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)にある方は申込みできません。
当選した際には、婚姻届を提出後に戸籍の全部事項証明を提出していただきます。さらに申込者本人が、未成年の場合は保護者の同意書が必要です。
★婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者と申込むことができます。
(ただし、双方に戸籍上の配偶者がなく、かつ住民票に「未届の妻・夫(続柄の記載が「同居人」は不可。)」と記載されている場合に限ります。当選した際には、入居者全員の住民票及び戸籍の全部事項証明を提出していただきます。)

- 夫婦を分割した世帯で申込む場合には、申込締切日現在において①~③のいずれかの要件を満たしていないければ失格となります。ただし、配偶者等からの暴力被害者を除きます。

- ①戸籍上で離婚を確認できること
- ②離婚調停中であることを裁判所が発行する事件係属証明書で証明できること(当事者間の離婚協議は含まない)
- ③住民票によって1年以上の別居が確認できること及び復縁の意思がないことを確認できること

- 「配偶者等からの暴力被害者」に該当する場合の証明として、当選した際には配偶者暴力相談支援センターの保護証明書、女性自立支援施設入退所証明書、母子生活支援施設の入退所証明書、裁判所の保護命令決定書の写し、女性相談支援センター等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関等による「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」のいずれかを提出していただきます。(警察の証明は含みません)

- 「犯罪被害者等の方」に該当する場合は、犯罪により従前の住居に居住することが困難となったことが明らかで、かつ
 - ①犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった場合
 - ②現在居住している住宅またはその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった場合

であり、当選した際には、聞き取り及び警察等への照会の同意書を提出していただきます。
※いずれも、申込資格の1を満たしていることが条件となります。

6. 申込資格緩和要件

福島復興再生特別措置法に基づく居住制限者の方へ

福島復興再生特別措置法に基づく居住制限者の方は、市営住宅への申込資格が緩和されます。

主な緩和内容

- 収入状況に関わらず申込むことができます。
申込み世帯の所得月額が基準の範囲内でなくても申込むことができます。
- 単身で申込むことができます。
単身入居可能住宅に限ります。(世帯を分けて申込みできません)
- 仙台市内に居住していなくても、または勤務地が仙台市内でなくても申込むことができます。

対象者

- 申込日時点において原子力災害に関する避難指示の対象となっている区域(不明な場合は、各自治体にお問い合わせください。)に、平成23年3月11日の時点で居住されていた方

必要な書類

- 被災時に避難指示を受けている区域に居住されていたことを証する書類
住民票、戸籍の附票、被災証明書等

「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者の方へ

「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者の方は、市営住宅への申込資格が緩和されます。

緩和内容

- 6ページにおける共通の「申込資格1」及び「申込資格2」がなくなります。また、「申込資格3」も一部緩和されます。内容は次のとおりです。
- 仙台市に住所または勤務場所がなくても申込むことができます。
市営住宅は本来、仙台市内に居住しているか、または勤務地が仙台市内であることが条件ですが、居住しておらず、勤務地が仙台市内になくても申込むことができます。
 - 持家があつても申込むことができます。
市営住宅は本来、持家がないことが応募の条件ですが、持家があった場合でも申込むことができます。
 - 収入要件の一部が緩和されます。
市営住宅は本来、世帯全員の合計所得が月額15万8千円以下であることが条件ですが、母子避難等分離避難に限り、世帯全員の合計所得の2分の1の金額を合計所得額とみなします。

対象者

平成23年3月11日時点で、「子ども・被災者支援法」に規定される「支援対象地域」(不明な場合は、各自治体にお問い合わせください。)に居住していた方

必要な書類

- 支援対象地域内市町村が発行する「居住実績証明書」

△注意

- ※6・7ページにおいて本来の申込資格を満たす方は、本記載事項に関係なく申込みできます。
- ※申込資格緩和要件に該当する方も仙台市営住宅への入居は、応募多数の場合抽選となります。
- ※仙台市営住宅は、家賃、共益費、駐車場使用料が発生します。
- ※申込資格要件が緩和される方でも高額所得者に該当する方が入居した場合、入居から5年以上経過した時点で、高額所得認定され住宅を明渡していただくこととなります。

7. ペットと一緒に入居可能な住宅について

1. 申込資格（ペットと一緒に入居が可能な住宅へ申込みができる方）

市営住宅の申込資格を満たし、かつ申込締切日において、現在居住している住宅でペットを飼育している世帯が申込むことができます。

※申込締切日後に飼育開始される方は対象ではありません。

2. 申込みできる住宅

「仙台市営住宅募集住宅一覧表（令和6年6月募集）」の＜ペットと一緒に入居可能な住宅＞に記載している住宅に申込むことができます。

※ペットと一緒に入居を希望される世帯は、ペットが飼育できない市営住宅には申込みできません。

3. 対象となるペット

動物の種別等は規定しませんが、室内で飼育可能な大きさ、数とし、近隣への騒音や悪臭などにより迷惑をかけないことが条件となります。

また、法令（動物の愛護及び管理に関する法律など）で個人での飼育が禁止されている動物や、法令上の管理（狂犬病予防など）がされていない動物は、飼育できません。

※犬の場合は「鑑札」の年度及びナンバーと「狂犬病予防注射済票」の年度及びナンバーを確認します。当選してもこの確認ができない場合は、失格となる場合があります。

※許可が必要な動物の場合は許可証を確認します。当選しても確認ができない場合は、失格となるケースがあります。

4. 申込みにあたっての注意事項

(1)ペットと一緒に入居可能な住宅は、前の入居者がペットを飼育していた住宅です。室内の修繕等は行っておりますが、においや傷等が残っている場合もありますので、あらかじめご了承の上お申込みください。

(2)ペットと一緒に入居可能な住宅は、犬・猫をはじめ様々な種類のペットの飼育が想定されます。ペットの特性によっては他の入居者・他のペットとの共存が難しい場合もあるかもしれませんので、ご自身のペットのみならず、近隣で飼育しているペットへも十分配慮してください。

(3)動物に関する関係法令を遵守するとともに、居住する住宅の飼い主で結成する「飼い主の会」に必ず加入し、「飼い主の会」で定めるルールを遵守してください。

(4)飼い主の主な遵守事項は次のとおりです。

- ①動物は、自己の居室で飼育すること
- ②自己の居室以外で、動物にえさや水を与えること、排せつをさせないこと。万一、自己の居室以外で排せつをした場合は、ふん便を必ず持ち帰るとともに、衛生的な後始末を行うこと
- ③動物の異常な鳴き声やふん尿等から発する悪臭によって、近隣に迷惑をかけないこと
- ④動物は常に清潔に保つとともに、疾病の予防、衛生害虫の発生防止等の健康管理を行うこと
- ⑤犬・猫には、必要な「しつけ」を行うこと
- ⑥犬・猫等には不妊去勢手術等の繁殖制限措置を行うよう努めること
- ⑦動物による汚損、破壊、傷害等が発生した場合は、その責任を負うとともに、誠意を持って解決を図ること
- ⑧地震、火災等の非常災害時には、動物を保護するとともに、動物が他の居住者等に危害を及ぼさないよう留意すること
- ⑨動物が死亡した場合には、適切な取扱いを行うこと
- ⑩自己の居室以外で、動物の毛や羽の手入れ、ケージの清掃等を行わないこと。自己の居室でこれらのことを行う場合は、窓を閉めるなどして毛や羽等の飛散を防止すること
- ⑪犬・猫等を自己の居室から外へ連れ出した時には、常に引き綱で繋ぐ等、人の完全な管理の下に置き、

砂場や芝生等の立入りを禁止された場所に入れないこと

⑫廊下、エレベーター等建物の共有部分では、動物は抱きかかえ、またはケージ等に入れ、移動すること

その場合は、周辺の者や同乗者に迷惑のかからないよう十分に配慮すること

⑬外出等により長期間居室を不在にする場合は、居室に動物を放置しないこと

(5)資格審査時には「動物飼育届出書兼誓約書」を提出していただきます。

8. 一般階層世帯と裁量階層世帯の区分

一般階層世帯（所得月額158,000円以下）とは…

※計算方法は21ページ以降をご参照ください。

●下記の裁量階層世帯に該当しない世帯は、すべて一般階層世帯となります。

裁量階層世帯（所得月額214,000円以下）とは…

※計算方法は21ページ以降をご参照ください。

●次の①～⑪のいずれかに該当する世帯のことです。所得制限が緩和されます。

申込者または同居者が

- ①身体障害者手帳の交付を受けている1級から4級までの方
- ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の方
- ③療育手帳の交付を受けているA判定・B判定の方
- ④治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものにより、障害福祉サービス受給者証又は特定疾患医療受給者証の交付を受けており、医師の診断書がある方
- ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方
- ⑥原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
- ⑦海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で、日本に引き揚げた日から起算して5年未満の方
- ⑧ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方
- ⑨小学校就学の始期に達するまでの方

申込者が

- ⑩60歳以上の単身の方
- ⑪60歳以上で、同居者全員が60歳以上、または18歳未満の世帯

9. 申込みについての注意

- 申込書に記入されていない方の入居はできません。申込み後の家族の増減変更は、原則として認めません。
- 受付後の申込み内容の変更はできません。
- 申込書の提出（一次審査）の際には、証明書類の提出は必要ありません。
- 申込書および申込み時に添付された書類は、一切お返しできません。
- 申込み後に住所が変わった時は、郵便局への住所変更の手続きをとるとともに、（公財）仙台市建設公社募集課へお知らせください。

次のような申込みは無効となります

- (1) 重複して申込んだ場合（申込みは原則として1世帯1通です。同じ人の名前が2通以上の申込書（同居人欄含む、同一住宅でないものを含む）に出てくる場合は、全て無効となります。）
- (2) 申込受付期間外に申込んだ場合
- (3) 申込書・申告書に不正の記載や不明な点があった場合
- (4) 指定の申込書・申告書以外で申込んだ場合

次のような場合は一次審査で失格となります

- (1) 申込資格要件に欠けている場合
- (2) 単身で申込む方で「単身入居可能住宅」以外に申込んだ場合
- (3) 申込書・申告書の記載がないため、資格要件の判断ができない場合または得点の配点ができない場合
- (4) 目的別住宅（35・36ページ参照）に申込む方で、目的別住宅の入居要件を満たしていない場合
- (5) 申込者本人が公営住宅に入居中の場合（子供の結婚等による世帯分離は除きます）
※UR賃貸住宅（旧公団）・県公社住宅・応急仮設住宅に入居している方は申込むことができます。
※配偶者等からの暴力被害者は申込むことができます。

次のような場合は二次審査で失格となります

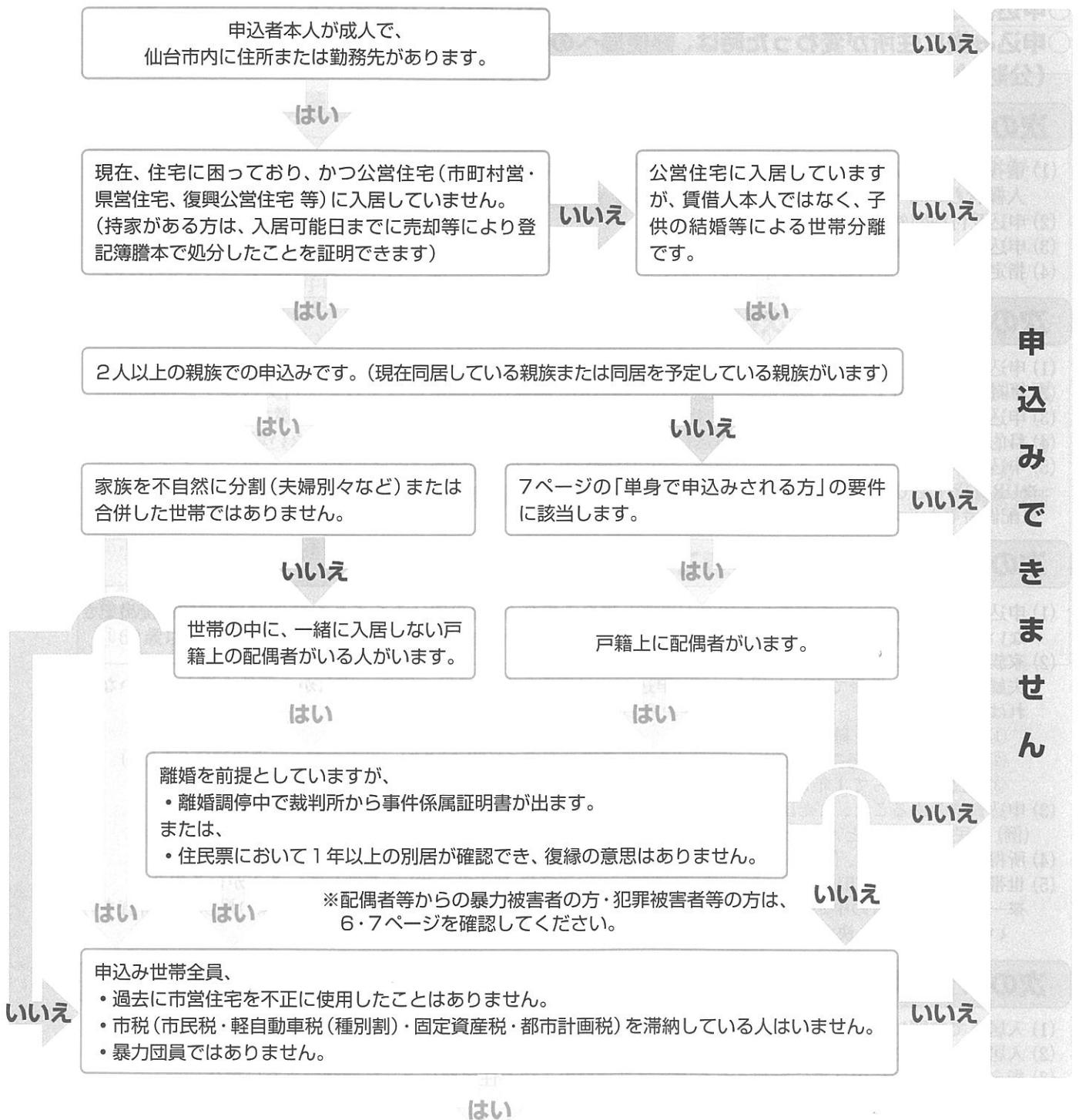
- (1) 申込書・申告書において申告した内容が事実と異なる場合（虚偽の申込みをされた場合、証明書類を提出できない場合は、原則として失格となります。）
- (2) 家族を不自然に分割または合併している場合
夫婦を分割した世帯で申込む場合には、申込締切日現在において①～③のいずれかの要件を満たしていないければ失格となります。ただし、配偶者等からの暴力被害者を除きます。
 - ①戸籍上で離婚を確認できること
 - ②離婚調停中であることを裁判所が発行する事件係属証明書で証明できること（当事者間の離婚協議は含まない）
 - ③住民票によって1年以上の別居が確認できること及び復縁の意思がないことを確認できること
- (3) 申込資格のあること、または申告した内容を証明できない場合（一次審査の内容を含む）
 - （例）住民票の「住民となった日」が申込締切日よりも後の場合は失格となります。
- (4) 所得証明書、住民票、住宅状況証明書など審査に必要な書類を提出しない場合
- (5) 世帯の中に、市税（市民税・軽自動車税（種別割）・固定資産税・都市計画税）を滞納している人がいる場合
※一次審査通過者の中から失格者・辞退者がいたときには、補欠者の中から補欠順位により順次二次審査を行い、入居予定者を決定します。

次のような場合は審査に合格された方でも入居の許可を取消します

- (1) 入居までの間に、申込資格および目的別入居要件のうち1つでも欠けた場合
- (2) 入居のために必要な手続きをしない場合（必要な手続きについては31ページをご覧ください）
- (3) 指定した期間内に申込書に記載された申込世帯全員の入居が住民票によって確認できない場合
- (4) 婚姻の予約者と申込み
 - ①申込締切日から6ヶ月以内または入居可能日から3ヶ月以内に婚姻届を提出したことが戸籍の全部事項証明で確認できない場合
 - ②申込書に記載した婚姻の予約者とは別の人と婚姻状態にあることが戸籍の全部事項証明で確認された場合
- (5) 入居可能日までに、持家を売却等により処分したことが登記簿謄本等で確認できない場合
- (6) その他、不正な行為によって入居しようとした場合

10. 申込資格の確認(6・7ページの再確認です)

※基準日は申込締切日です。
※福島復興再生特別措置法に基づく居住制限の方、子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者の方は条件が異なりますので、8・9ページをご確認ください。
※被災市街地復興特別措置法第21条に記載される公共事業の実施に伴い移転が必要となった方についても一部資格が緩和されますので、お問い合わせください。



11. 申込書・住宅困窮度申告書の書きかた（記入例）

- 申込書には、事実を正確に記入してください。
- ペンまたはボールペン（黒か青色インク）で記入してください。
- 訂正した場合は、必ず訂正箇所に訂正印を押してください。
- 赤枠の中のみ必ず記入してください。

区分	一般	留学生	子育て	ひとり親	多子	高齢者	特殊疾病	障害者	多落選	一般・裁量	受付番号																																				
	生活保護 外国人 配偶者等からの 暴力被害者	配偶者 引揚者 犯罪被害者等	引揚者 犯罪被害者等	被爆者 戦傷病者 療養所入所者	ハンセン病 戦傷病者 療養所入所者																																										
市営住宅の入居申込で知り得た個人情報を取り扱うに当たっては、入居資格審査及び市営住宅の管理運営の目的以外に使用することはできません。											抽選結果																																				
仙台市営住宅入居申込書（令和6年6月定期募集） （あて先）仙台市長 市営住宅に入居したいので、次のとおり申込みます。なお、この申込書（裏面を含みます）の記載内容が事実と相違する場合及び二次審査において資格または所得基準に合わない場合は失格とされても異議ありません。また、私の入居者資格について、関係機関に照会することを同意します。及び入居する親族は暴力団員ではありません。											令和6年6月定期募集																																				
<table border="1"> <tr> <td>申込者</td> <td>申込住宅名</td> <td>構造</td> <td>タイプ</td> <td>電話番号（申込者）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>国分第一 市営住宅</td> <td>中層</td> <td>3D-K</td> <td>自宅×××(△△△)××× 携帯×××(△△△)×××</td> </tr> </table> <p>ペットと一緒に入居を希望される方は、下記にペットの種類と頭数を記入してください。（これから飼育予定の方は、対象とはなりません）</p> <table border="1"> <tr> <td>飼育する ペット</td> <td>犬・猫</td> <td>頭</td> <td>その他（ ）</td> <td>頭</td> </tr> </table> <p>※必ず「募集住宅一覧表」で該当住宅を確認してください。</p>											申込者	申込住宅名	構造	タイプ	電話番号（申込者）		国分第一 市営住宅	中層	3D-K	自宅×××(△△△)××× 携帯×××(△△△)×××	飼育する ペット	犬・猫	頭	その他（ ）	頭	電話番号（申込者）																					
申込者	申込住宅名	構造	タイプ	電話番号（申込者）																																											
	国分第一 市営住宅	中層	3D-K	自宅×××(△△△)××× 携帯×××(△△△)×××																																											
飼育する ペット	犬・猫	頭	その他（ ）	頭																																											
<p>・住所（住民登録をしている住所を記入してください。配偶者等からの暴力被害者は生活の実態のある所）。 ・年間所得額を記載してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>フリガナ</td> <td>セニダイ タロウ</td> <td>以前の勤務先名 （ ）</td> <td>年月退職 H8年4月採用</td> <td>給与 2,634,400</td> <td>老扶 特扶 寡婦 ひとり親</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>仙台 太郎</td> <td>現在の勤務先名 青葉商事</td> <td>事業</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>統柄（本人）</td> <td>生年月日 明大昭平52年8月1日</td> <td>46歳</td> <td>生活保護</td> <td>年金</td> <td>身体障害 級</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>〒□□□-□□□</td> <td>仙台市 青葉区 青葉町 ○丁目 ×番△号 青葉アパート 102号室</td> <td></td> <td></td> <td>療育手帳 判定</td> </tr> <tr> <td>勤務先所</td> <td>〒□□□-□□□</td> <td>仙台市 青葉区 木町通 ○丁目 ×番△号</td> <td></td> <td></td> <td>精神障害 級</td> </tr> </table> <p>治療方法が確立していない 疾患その他の特殊な疾病</p>											フリガナ	セニダイ タロウ	以前の勤務先名 （ ）	年月退職 H8年4月採用	給与 2,634,400	老扶 特扶 寡婦 ひとり親	氏名	仙台 太郎	現在の勤務先名 青葉商事	事業			統柄（本人）	生年月日 明大昭平52年8月1日	46歳	生活保護	年金	身体障害 級	住所	〒□□□-□□□	仙台市 青葉区 青葉町 ○丁目 ×番△号 青葉アパート 102号室			療育手帳 判定	勤務先所	〒□□□-□□□	仙台市 青葉区 木町通 ○丁目 ×番△号			精神障害 級	控除の種類 (○で囲んでください)						
フリガナ	セニダイ タロウ	以前の勤務先名 （ ）	年月退職 H8年4月採用	給与 2,634,400	老扶 特扶 寡婦 ひとり親																																										
氏名	仙台 太郎	現在の勤務先名 青葉商事	事業																																												
統柄（本人）	生年月日 明大昭平52年8月1日	46歳	生活保護	年金	身体障害 級																																										
住所	〒□□□-□□□	仙台市 青葉区 青葉町 ○丁目 ×番△号 青葉アパート 102号室			療育手帳 判定																																										
勤務先所	〒□□□-□□□	仙台市 青葉区 木町通 ○丁目 ×番△号			精神障害 級																																										
<table border="1"> <tr> <td>申込者の他に入居する親族 (婚姻の予約者)</td> <td>セニダイ ハコ</td> <td>以前の勤務先名 青葉商事</td> <td>年月退職 29年1月退職</td> <td>給与</td> <td>老扶 特扶 寡婦 ひとり親</td> </tr> <tr> <td></td> <td>仙台 花子</td> <td>現在の勤務先名 国分第一ビル</td> <td>事業</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>統柄（妻）</td> <td>生年月日 明大昭平令55年2月10日</td> <td>44歳</td> <td>生活保護</td> <td>年金</td> <td>身体障害 級</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>〒□□□-□□□</td> <td>同上</td> <td></td> <td></td> <td>療育手帳 判定</td> </tr> </table> <p>治療方法が確立していない 疾患その他の特殊な疾病</p>											申込者の他に入居する親族 (婚姻の予約者)	セニダイ ハコ	以前の勤務先名 青葉商事	年月退職 29年1月退職	給与	老扶 特扶 寡婦 ひとり親		仙台 花子	現在の勤務先名 国分第一ビル	事業			統柄（妻）	生年月日 明大昭平令55年2月10日	44歳	生活保護	年金	身体障害 級	住所	〒□□□-□□□	同上			療育手帳 判定	精神障害 級												
申込者の他に入居する親族 (婚姻の予約者)	セニダイ ハコ	以前の勤務先名 青葉商事	年月退職 29年1月退職	給与	老扶 特扶 寡婦 ひとり親																																										
	仙台 花子	現在の勤務先名 国分第一ビル	事業																																												
統柄（妻）	生年月日 明大昭平令55年2月10日	44歳	生活保護	年金	身体障害 級																																										
住所	〒□□□-□□□	同上			療育手帳 判定																																										
<table border="1"> <tr> <td>申込者の他に入居する親族 (婚姻の予約者)</td> <td>セニダイ イチロー</td> <td>以前の勤務先名 （ ）</td> <td>年月退職 年採用</td> <td>給与</td> <td>老扶 特扶 寡婦 ひとり親</td> </tr> <tr> <td></td> <td>仙台 一郎</td> <td>現在の勤務先名 （ ）</td> <td>事業</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>統柄（長男）</td> <td>生年月日 明大昭平令30年5月5日</td> <td>6歳</td> <td>生活保護</td> <td>年金</td> <td>身体障害 級</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>〒□□□-□□□</td> <td>同上</td> <td></td> <td></td> <td>療育手帳 判定</td> </tr> </table> <p>治療方法が確立していない 疾患その他の特殊な疾病</p>											申込者の他に入居する親族 (婚姻の予約者)	セニダイ イチロー	以前の勤務先名 （ ）	年月退職 年採用	給与	老扶 特扶 寡婦 ひとり親		仙台 一郎	現在の勤務先名 （ ）	事業			統柄（長男）	生年月日 明大昭平令30年5月5日	6歳	生活保護	年金	身体障害 級	住所	〒□□□-□□□	同上			療育手帳 判定	精神障害 級												
申込者の他に入居する親族 (婚姻の予約者)	セニダイ イチロー	以前の勤務先名 （ ）	年月退職 年採用	給与	老扶 特扶 寡婦 ひとり親																																										
	仙台 一郎	現在の勤務先名 （ ）	事業																																												
統柄（長男）	生年月日 明大昭平令30年5月5日	6歳	生活保護	年金	身体障害 級																																										
住所	〒□□□-□□□	同上			療育手帳 判定																																										
<table border="1"> <tr> <td>申込者の他に入居する親族 (婚姻の予約者)</td> <td>セニダイ コジロウ</td> <td>以前の勤務先名 （ ）</td> <td>年月退職 年採用</td> <td>給与</td> <td>老扶 特扶 寡婦 ひとり親</td> </tr> <tr> <td></td> <td>仙台 小次郎</td> <td>現在の勤務先名 （ ）</td> <td>事業</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>統柄（父）</td> <td>生年月日 明大昭平令22年11月10日</td> <td>76歳</td> <td>生活保護</td> <td>年金</td> <td>身体障害 級</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>〒□□□-□□□</td> <td>同上</td> <td></td> <td></td> <td>療育手帳 判定</td> </tr> </table> <p>治療方法が確立していない 疾患その他の特殊な疾病</p>											申込者の他に入居する親族 (婚姻の予約者)	セニダイ コジロウ	以前の勤務先名 （ ）	年月退職 年採用	給与	老扶 特扶 寡婦 ひとり親		仙台 小次郎	現在の勤務先名 （ ）	事業			統柄（父）	生年月日 明大昭平令22年11月10日	76歳	生活保護	年金	身体障害 級	住所	〒□□□-□□□	同上			療育手帳 判定	精神障害 級												
申込者の他に入居する親族 (婚姻の予約者)	セニダイ コジロウ	以前の勤務先名 （ ）	年月退職 年採用	給与	老扶 特扶 寡婦 ひとり親																																										
	仙台 小次郎	現在の勤務先名 （ ）	事業																																												
統柄（父）	生年月日 明大昭平令22年11月10日	76歳	生活保護	年金	身体障害 級																																										
住所	〒□□□-□□□	同上			療育手帳 判定																																										
<table border="1"> <tr> <td>申込者からみた統柄を記入してください。</td> <td>フリガナ</td> <td>以前の勤務先名 （ ）</td> <td>年月退職 年採用</td> <td>給与</td> <td>老扶 特扶 寡婦 ひとり親</td> </tr> <tr> <td></td> <td>仙台 一郎</td> <td>現在の勤務先名 （ ）</td> <td>事業</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>統柄（ ）</td> <td>生年月日 明大昭平令 年 月 日</td> <td>歳</td> <td>生活保護</td> <td>年金</td> <td>身体障害 級</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>〒□□□-□□□</td> <td>同上</td> <td></td> <td></td> <td>療育手帳 判定</td> </tr> </table> <p>治療方法が確立していない 疾患その他の特殊な疾病</p>											申込者からみた統柄を記入してください。	フリガナ	以前の勤務先名 （ ）	年月退職 年採用	給与	老扶 特扶 寡婦 ひとり親		仙台 一郎	現在の勤務先名 （ ）	事業			統柄（ ）	生年月日 明大昭平令 年 月 日	歳	生活保護	年金	身体障害 級	住所	〒□□□-□□□	同上			療育手帳 判定	精神障害 級												
申込者からみた統柄を記入してください。	フリガナ	以前の勤務先名 （ ）	年月退職 年採用	給与	老扶 特扶 寡婦 ひとり親																																										
	仙台 一郎	現在の勤務先名 （ ）	事業																																												
統柄（ ）	生年月日 明大昭平令 年 月 日	歳	生活保護	年金	身体障害 級																																										
住所	〒□□□-□□□	同上			療育手帳 判定																																										
<table border="1"> <tr> <td>年齢は申込締切日現在の満年齢を記入します。</td> <td>入居しない扶養親族 統柄（ ）氏名</td> <td>生年月日 年 月 住所 〒</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>入居しない扶養親族 統柄（ ）氏名</td> <td>生年月日 年 月 住所 〒</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>希望郵送先</td> <td>〒□□□-□□□</td> <td></td> </tr> </table>											年齢は申込締切日現在の満年齢を記入します。	入居しない扶養親族 統柄（ ）氏名	生年月日 年 月 住所 〒											入居しない扶養親族 統柄（ ）氏名	生年月日 年 月 住所 〒										希望郵送先	〒□□□-□□□											生活保護受給者の方は、○で囲んでください。
年齢は申込締切日現在の満年齢を記入します。	入居しない扶養親族 統柄（ ）氏名	生年月日 年 月 住所 〒																																													
	入居しない扶養親族 統柄（ ）氏名	生年月日 年 月 住所 〒																																													
希望郵送先	〒□□□-□□□																																														
											税法上認められている控除の種類で当 てはまるものを○で囲んでください。																																				

- 未記入の項目については、配点されません。記入いただいた項目のみ配点対象になります。
- 後日、証明書類等を提出していただき、申告した点数や内容について確認いたします。また、二次審査に必要な書類の例を、□印でお示しいたします。なお、必要書類の例は、30ページにも記載がございます。
- 虚偽の申告をした場合や証明書類等を提出できない場合等は、原則として失格となりますのでご注意ください。
- 申込締切日「現在」の状況から各問にお答えください。
- 申告内容をあとで確認できるよう、控えをお取りください。

(1)問1-1について

- ・家屋の最低「居住水準」となる面積と比べて、住宅困窮度を確認するものです。
- ・住居の「賃貸借契約書」に記載されている対象住戸の「専用面積」を記入してください。倉庫や事務所などにお住まいの場合は、「0m²」と記入してください。

住居の「賃貸借契約書」 その他必要とされる書類

住宅困窮度申告書(令和6年6月募集・ポイント方式)

「入居募集のごあんない」16～19ページの記入例や21ページ～27ページの所得計算の解説を見ながら、申込締切日「現在」の状況により、以下の質問に答えてください。

(注意) 申告いただいた内容について、後日、証明書類等を提出いただき確認します。虚偽の申告をした場合、原則として失格となりますので注意してください。

問1-1 建物賃貸借契約書等を確認し、現在、お住まいの住宅の専用面積を記入してください。

※間取り(例: 6畳)や部屋タイプ(例: 1K)の記入は加点されません。専用面積は台所・便所・浴室・押入れ等も含みますので必ず建物賃貸借契約書等を参照し記入してください。

住宅の専用面積 m²

問1-2 現在、お住まいの方(申込者を含む)の年齢区分ごとの人数を記入してください。

年齢区分	10歳以上	9歳～6歳	5歳～3歳	2歳以下
人 数	3 人	人	/ 人	人

参考(加点計算方式)※記入は不要です

年齢区分	10歳以上	9歳～6歳	5歳～3歳	2歳以下	合計
人 数	1.0	0.75	0.5	0.25	小数点切上げ
世帯人数					

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人
最低居住面積水準	25m ²	30m ²	40m ²	50m ²	57m ²	66.5m ²

$$\text{居住水準ポイント} = (\text{住宅の専用面積} \div \text{最低居住面積水準}) \times 100 = \underline{\hspace{2cm}} \%$$

居住水準ポイント	100%以上	80～100%未満	60～80%未満	40～60%未満	40%未満
点 数	0点	1点	2点	3点	4点

※太枠内は、参考までに加点計算方法をお示ししたものですので、記入の必要はございません。

(3)問2-1について

- ・「政令月収額」における住宅困窮度を確認するものです。
- ・「入居募集のごあんない」21ページから27ページの「12.世帯の所得月額の計算対象となる収入」から「16.世帯の所得月額の算出」を確認して、記入してください。
- ・22ページから25ページにおける個人の年間所得を合計した27ページの「世帯の年間所得金額」を記入してください。

所得証明書 その他必要とされる書類

問2-1 「入居募集のごあんない」22～25・27ページを確認し、世帯全員の年間所得金額の合計を記入してください。

世帯の年間所得金額 円

問2-2 「入居募集のごあんない」26・27ページを確認し、所得から控除する金額の合計を記入してください。

合計控除金額 円

参考(加点計算方式)※記入は不要です

所得月額	158,001円～	139,001円～158,000円	123,001円～139,000円	104,001円～123,000円	0～104,000円
点 数	0点	1点	2点	3点	4点

(5)問3について

- ・所得月額における「家賃の負担率」により住宅困窮度を確認するものです。
- ・住居の「賃貸借契約書」に記載されている対象住戸の「家賃」を記入してください。「管理費」や「共益費」、「駐車場使用料」等は含まれませんので、ご注意ください。

住居の「賃貸借契約書」 その他必要とされる書類

※太枠内は、参考までに加点計算方法をお示ししたものですので、記入の必要はございません。

(6)問4について

[4-1・2]・「世帯状況」における住宅困窮度を確認するものです。

[4-3]・「ひとり親世帯」は、20歳未満の子を現に扶養している寡婦または寡夫の世帯です。
・「多子世帯」は、18歳未満の子3人以上と現に同居している世帯です。
・「子育て世帯」は、小学校就学の始期に達するまでの者（出産予定の子は含まない）と現に同居している世帯です。

[4-4]・「高齢者世帯」は、60歳以上の者のみの世帯（単身世帯を含む）または60歳以上の者と18歳未満の者のみの世帯です。
世帯全員の「戸籍の全部事項証明」

[4-5]・「心身障害者世帯等」は、身体障害者手帳（1～4級）、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）、療育手帳（A・B判定）の交付を受けている世帯、また、治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾患により特定疾患医療受給者証または障害福祉サービス受給者証の交付を受けている、または交付を受ける程度の障害者世帯です。
身体障害者手帳の写し 精神障害者保健福祉手帳の写し 療育手帳の写し
特定疾病医療受給者証の写し、または、障害福祉サービス受給者証の写しおよび医師の診断書

[4-6]・「配偶者等からの暴力被害者世帯」は、配偶者等からの暴力被害を受けた（DV保護証明書の提出要、警察の証明は含まない）者がいる世帯です。
女性相談支援センターもしくは女性自立支援施設、母子生活支援施設に入所していたことを証する証明書
保護命令決定書の写し
女性相談支援センター等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」、または女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関等による「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」
・「戦傷病者世帯」は、戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の者がいる世帯です。
戦傷病者手帳の写し
・「原爆被爆者世帯」は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている者がいる世帯です。
原子爆弾被爆者の医療特別手当証書等の写し
・「引揚者世帯」は、海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した者）で日本に引き揚げた日から起算して5年未満の者がいる世帯です。
永住帰国旅費の支給決定通知書の写し
・「ハンセン病療養所入所者世帯」は、ハンセン病療養所入所者がいる世帯です。
国立ハンセン病療養所等の長、または、厚生労働省健康局疾病対策課長が発行した「入所証明書」
・「犯罪被害者等世帯」は、犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等がいる世帯です。
警察等への照会の同意書 その他必要とされる書類

[4-7]・「立退き状況」における住宅困窮度を確認するものです。
家主等からの「立退き要求書」「公的証明書類」 その他必要とされる書類

[4-8]・令和4年6月～令和6年3月までの市営住宅定期募集に5回以上申込みを行い、抽選の結果、いずれも落選または補欠で順番が回らなかった方、または、令和4年6月～令和6年3月までの市営住宅定期募集に3回以上申込みを行い、いずれも落選または補欠で順番が回らなかった方が対象となります。
・同一世帯で、申込者が以前と違う場合には、加点されません。

問3 現在、申込者が負担しているお住まいの「家賃月額（管理費・共益費・駐車場代等除く）」はいくらですか。

※持家の方や賃貸借契約を締結せずに住宅に居住している方（例：親名義の家の一部屋を借りている）、生活保護の受給者等は、「0円」となります。

※市営住宅の申込者が賃借人ではない場合は、原則として加点されません。

家賃月額 円

参考（加点計算方式）※記入は不要です

$$\text{家賃負担率} = (\text{家賃月額} \div \text{世帯の所得月額}) \times 100 = \underline{\hspace{2cm}} \%$$

家賃負担率	30%未満	30～35%未満	35～40%未満	40～45%未満	45%以上
点数	0点	1点	2点	3点	4点

問4 「入居募集のごあんない」18ページをご確認の上、該当するものに○をつけてください。

※一つの質問に対し複数の○をつけた場合、無効になります。

4-1	現在、住宅ではない建物（倉庫や事務所）に住んでいる。※1	4点
4-2	現在、住宅に専用の設備が足りていない。※2	4点 台所・便所・浴室のいずれかが無い 台所・便所・浴室のいずれかが共用
4-3	現在、「ひとり親」「多子世帯」「子育て世帯」いずれかに該当する。	2点
4-4	現在、「高齢者世帯」に該当する。	3点 75歳以上（後期高齢者）の方がいる 60歳～74歳の方がいる
4-5	現在、「心身障害者世帯等」に該当する。	3点 身体1・2級、精神1級、療育A、のいずれかに該当する方がいる 身体3・4級、精神2・3級、療育B、その他特殊な疾患のいずれかに該当する方がいる
4-6	現在、「配偶者等からの暴力被害者世帯」「戦傷病者世帯」「原爆被爆者世帯」「引揚者世帯」「ハンセン病療養所入所者世帯」「犯罪被害者等世帯」のいずれかに該当する。	2点
4-7	現在、申込者が正当な理由により立退きを求められている。※3	4点
4-8	現在、多数回落選者世帯に該当する ※4※5	2点 申込月から過去二年間の定期募集で5回以上落選している 申込月から過去二年間の定期募集で3～4回落選している

※1)住んでいる建物に住民票があることが条件です。車生活や路上生活、不法占有されている方等は加点されません。

※2)寮や寄宿舎等に住んでいる方は加点されません。また、親族と同居している場合や建物賃貸借契約書を交わしていない場合、設備の故障で使用できない場合も加点されません。

※3)「正当な理由」とは、建物の取壟しや公共事業等による立退き請求などです。後日、証明書等の提出を求めます。家賃滞納や迷惑行為、賃貸借契約終了等の本人に原因のある立退きは該当しません。

※4)過去に当選した方や補欠で当選した方で、辞退された方は該当しません。

※5)特定枠募集は該当しません。

63円切手を貼ってください。
住所は今住んでいるアパート名・部屋番号まで記入してください。

定期募集住宅一覧表の住宅名・構造・タイプを記入してください。

63円切手を必ず貼ってください。

63円切手を必ず貼ってください。

申込書の提出（一次審査）の際には、証明書類の提出は必要ありません。

「多数回落選者世帯に対する優遇措置」の適用を受ける方は、過去2年間の募集において、3回以上申込みを行い、抽選の結果いずれも落選または候補者が当たった方が対象となります。当選した方や候補が当たった方が対象となります。当選した方や候補が当たった方が対象となります。

（多数回落選該当欄）

対象期間	申込んだ住宅名
令和4年 6月 募集	高砂（東）市営住宅
令和4年 9月 募集	高砂（東）市営住宅
令和4年12月 募集	市営住宅
令和5年 3月 募集	市営住宅
令和5年 6月 募集	市営住宅
令和5年 9月 募集	市営住宅
令和5年12月 募集	市営住宅
令和6年 3月 募集	市営住宅

記入しなかった場合は記入しません。
上の記述以外の期間は対象とはなりません。

多数回落選者に該当される方は、対象期間に申込まれた住宅名を記入してください。

あてはまるものの番号を○で囲んでください。

該当する場合には、チェックボックスにチェックをしてください。

対象の方は、疾病名を記入してください。

暴力団員に関する注意点
申込書及び別添シートの両方（以下「申込者等」といいます）に、暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）及び別添シートに規定する暴力団員をいいます）が含まれている場合は、入居資格がありません。（申込者等は誰も立地できません）暴力団員が入居していることが判明した場合は、理由のいかんを問わず明確請求を受け、全員が速やかに退去しなければなりません。
仙台市長は、入居資格のない暴力団員が市営住宅に入居することを防止し、また、暴力団員を含む世帯に明確請求するため、宮城県警察本部長から意見を聴取することができます。

消印用

12. 世帯の所得月額の計算対象となる収入

申込む際の収入とは

市営住宅の申込みには、世帯の所得月額が定められた基準内にあることが必要です。（ただし、高齢者世帯等の「裁量階層世帯」については、入居できる基準が緩和されます。→12ページの説明をお読みください。）
入居申込みをする場合に対象となる収入は、申込者本人の収入だけではなく一緒に入居しようとする方全員の収入です。

世帯の現在の収入を確認し22ページからの「所得計算の方法」により計算してください。

給与収入	給料・俸給・賃金・賞与等（残業手当・家族手当・皆勤手当等も含む。ただし、通勤手当等の非課税分を除く）の支給された金額。
事業収入等	事業収入・配当収入・不動産収入・個人年金の給付金など。
年金収入	厚生年金・共済年金・国民年金・企業年金等の課税対象となる年金または恩給の支給された金額。ただし、障害年金・遺族年金・寡婦年金等を除く。

*以下の（ア）（イ）（ウ）は所得計算の対象とはなりません。

- （ア）障害年金・遺族年金・傷病恩給・通勤手当の非課税額・学資金・法定扶養料（仕送り等）・障害保険金・損害賠償金・雇用保険給付金・労働者災害補償保険の保険給付金・生活保護の各扶助費・児童扶養手当・児童手当などの課税対象とならない収入。
- （イ）募集月の前月までの状況で所得計算をしていただきます。ただし、募集申込締切日までに退職される場合は、収入は「0円」とみなします。募集申込締切日以降に退職の場合は、それまでの収入は所得計算の対象となりますのでご注意ください。
- （ウ）募集月から採用となる場合、収入は「0円」とみなします。採用予定の勤務先名（会社名）・電話番号・採用年月を記入してください。

13. 世帯の所得月額の計算手順

世帯全員のそれぞれの所得を算出する（22～25ページ）

↓
世帯全員の所得を合計する（27ページ） ※「申告書」問2-1

↓
世帯全員の控除額を算出する（26ページ）

↓
世帯全員の控除額を合計する（27ページ） ※「申告書」問2-2

↓
下の計算式にあてはめてください。

$$\text{世帯の年間所得金額} - \text{合計控除額} = \text{世帯の所得年額}$$

$$\frac{\text{世帯の所得年額}}{12} = \text{世帯の所得月額}$$

14. 所得計算の方法

給与収入の方 ●現在の勤務先(パート・アルバイトを含みます)にいつから勤めていますか?

現在の勤務先に令和5年1月1日以前に就職し、今まで勤務しているとき

現在の勤務先に令和5年1月2日以後に就職し、今まで勤務しているとき

●勤務先発行の令和5年分源泉徴収票

① 令和5年分 給与所得の源泉徴収票

令和5年分 給与所得の源泉徴収票									
支 払 を受 け る 者		(受給者番号) (個人番号) [] (役職名) 氏名 (フリガナ)							
種 別		支 払 金 額		給与所得控除後の金額 (調 整 控 除 後)		所得控除の額の合計額		源 泉 徴 収 税 額	
		内 千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円		
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)	控除の額	控除対象配偶者の数 (配偶者を除く。)		扶養親族の数 (本人を除く。)		被扶養者 (本人を除く。)の数 特 别 その他	
老人		老人	老人	人	人	人	人	人	人
有 保 有		保人	保人	内 人	内 人	内 人	内 人	内 人	内 人
※※※ 合 计 ※※※									

円 (1年間の所得)

→27ページの〈個人別所得〉へ

●市町村発行の令和5年分の総所得額を記載してある証明書(②③いずれかで確認してください)

② 令和6年度(令和5年分)市・県民税課税証明書

令和6年度(令和5年分)市・県民税課税証明書									
住所 (住所記載)									
氏名 (氏名記載)									
【所得の内訳】									
(給与収入金額)		(給与所得金額)		雑損控除額		医療費控除額		社会保険料控除額	
給与所得金額		*****円		*****円		*****円		*****円	
(公的年金等取入金額)		*****円		*****円		*****円		*****円	
公的年金等に係る所得金額		*****円		*****円		*****円		*****円	
*****		*****円		*****円		*****円		*****円	
*****		*****円		*****円		*****円		*****円	
(1年間の所得)									

円 (1年間の所得)

→27ページの〈個人別所得〉へ

③ 令和6年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知

令和6年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納稅義務者用)									
所 得		給 与 収 入		主 た る 給 与		賞 勇 不 利 配 税		課 税 標 準	
給 与 所 得		: ****:****		以 外 の 合 算		扶養親族該当区分		山 林 所 得	
そ の 他 の 所 得		計		所 得 区 分		本人該当区分		分離短期譲渡	
總 所 得 金 額 ①		: ****:****						分離長期譲渡	
所 得 控 除		雑 損		障・寡・勤		扶養親族該当区分		株式等の譲渡	
医 療 費		医 療 費		配 偶 者		本人該当区分		上場株式等の配当	
社 会 保 険 料		社 会 保 険 料		扶 賽		扶養親族該当区分		先 物 取 引	
小 規 模 企 業 共 济		基 礎		配 定		本人該当区分		標準	
生 命 保 険 料		地 震 保 険 料		所得控除合計 ②					
(摘要)									
(1年間の所得)									

円 (1年間の所得)

→27ページの〈個人別所得〉へ

給与収入の方

●勤務先発行の給与等支払証明書

給与等支払証明書(給与・その他)									
住 所									
氏 名									
1.採用年月日		合 和 年 月 日		2.扶養親族		控除対象配偶者 有・無 (いずれかを○印でかこむ) その他扶養親族数		名	
3.支払対象月		合 和 年 月～令和 年 月		日 錄		当 月 (いづれかを○印でかこむ)		日 払	
4.支 払 金 額									
※普通勤手当等の非課税額は記入しないでください。 ※合計のなかで1ヶ月分に満たない月は除いて計算してください。									
支 払 年 月		基 本 給		手 当		手 当		手 当 計	
		円		円		円		円	
5.賃 与									
年 月		金 額		手 当		手 当		手 当 計	
		円		円		円		円	
上記のとおりであることを証明します。									
令和 年 月 日									
所在地 名 称 代 表 者 氏 名 TE ()									
(あて先) 仙台市長									

令和6年5月が最後の月になります

この用紙は当選した申込者に郵送します

計算での注意

- ・金額のなかで1ヵ月分に満たない月は除いて計算してください
- ・通勤手当等の非課税分は計算に含まれません
- ・給与所得と年金所得等の雑所得が両方ある方は、給与所得に下記の所得金額調整控除が適用されます。

給与所得額(最大10万円)+公的年金等の雑所得額(最大10万円)-10万円

記入してある月数です
(1円未満切捨て)

→ (年間給与収入金額)

→ (賞与)

→ (年間給与収入金額から年間所得金額を計算します)

給与収入から所得金額を計算する方法

年間給与収入金額	給与所得金額の算出式
551,000円未満	=0円
551,000円以上～ 1,619,000円未満	=年間給与収入金額-550,000円
1,619,000円以上～ 1,620,000円未満	=1,069,000円
1,620,000円以上～ 1,622,000円未満	=1,070,000円
1,622,000円以上～ 1,624,000円未満	=1,072,000円
1,624,000円以上～ 1,628,000円未満	=1,074,000円
1,628,000円以上～ 1,800,000円未満	A×2.4+100,000円 年間給与収入金額を4で割り、その答えの1,000円未満を切り捨てた金額を右のAに当てはめてください。
1,800,000円以上～ 3,600,000円未満	=A×2.8-80,000円
3,600,000円以上～ 6,600,000円未満	=A×3.2-440,000円
6,600,000円以上～ 8,500,000円未満	=年間給与収入金額×0.9-1,100,000円

→ (27ページの〈個人別所得〉へ)

事業収入の方 ●現在の事業をいつから始めましたか?

令和5年1月1日以前から事業を始めたとき

令和5年1月2日以後に事業を始めたとき

●令和5年分の所得税の確定申告書の控

所 得 金 額 等	事 業 當 業 業 農 業	(1) (2)	
	不 動 產	(3)	
	利 子	(4)	
	配 當	(5)	
	給 與 区 分	(6)	
	公 的 年 金 等	(7)	
	業 務	(8)	
	そ の 他	(9)	
	⑦から⑨までの計	(10)	
	総 合 讓 渡 ・ 一 時 (⑦+{(⑨+⑩)×1/2})	(11)	
合 計 (①から⑩までの計+⑪+⑫)		(12)	* * * * *

→ 円
(1年間の所得)
→ 27ページの〈個人別所得〉

● 収支明細書

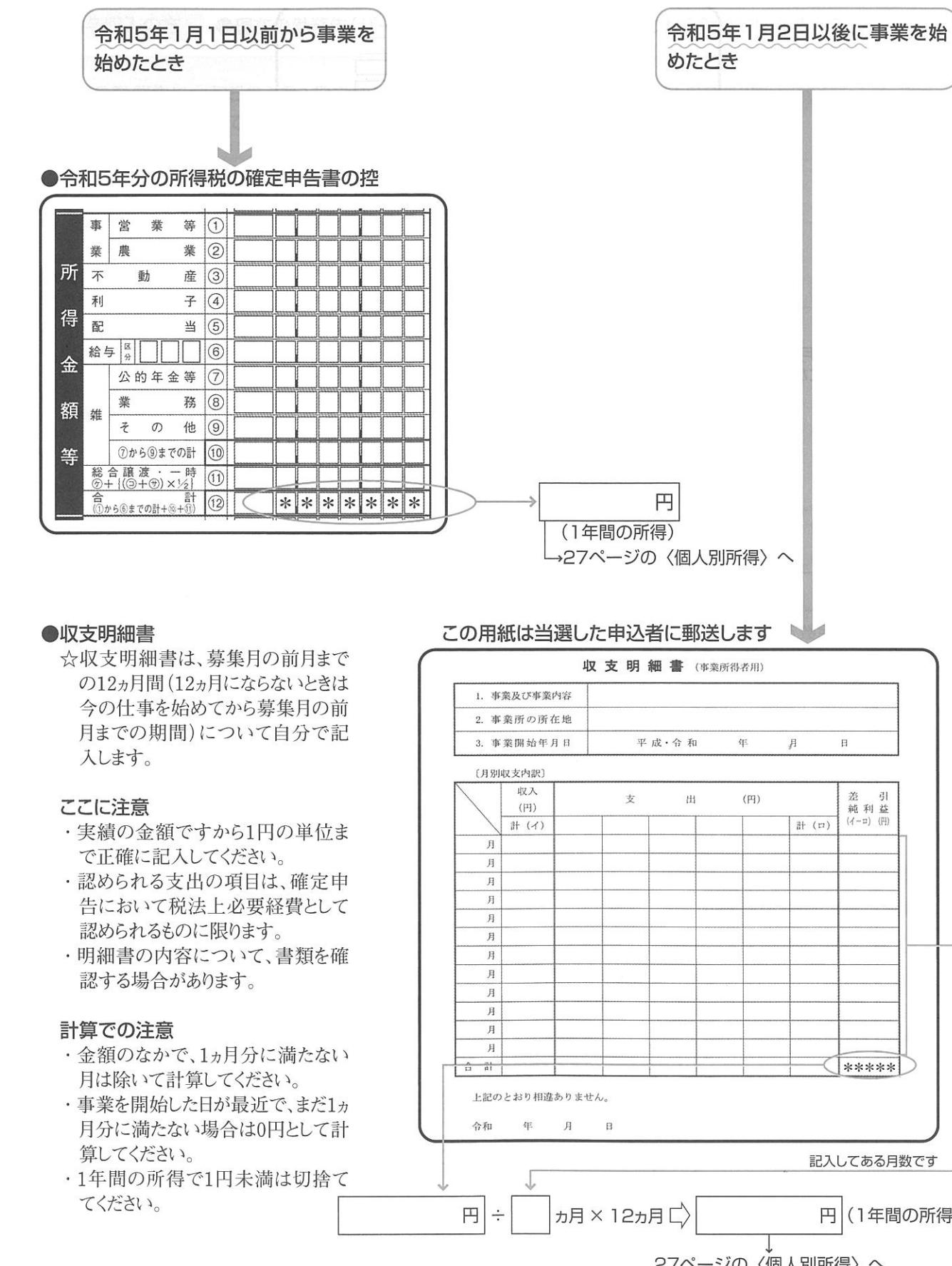
☆収支明細書は、募集月の前月までの12ヶ月間(12ヶ月にならないときは今この仕事を始めてから募集月の前月までの期間)について自分で記入します。

ここに注意

- ・実績の金額ですから1円の単位まで正確に記入してください。
 - ・認められる支出の項目は、確定申告において税法上必要経費として認められるものに限ります。
 - ・明細書の内容について、書類を確認する場合があります。

計算での注意

- ・金額のなかで、1ヵ月分に満たない月は除いて計算してください。
 - ・事業を開始した日が最近で、まだ1ヵ月分に満たない場合は0円として計算してください。
 - ・1年間の所得で1円未満は切捨ててください。



年金収入の方

- ①障害の名称のつく次の年金**
障害基礎年金・障害厚生年金・障害年金・障害共済年金
 - ②遺族の名称がつく次の年金**
遺族基礎年金・遺族厚生年金・遺族年金・遺族共済年金
 - ③そのほか次のような年金**
寡婦年金

非課税のため算定の
対象にはなりません

国民年金、厚生年金、共済年金、恩給を支給されている方

●いつから支給されていますか?

令和5年1月1日以前から支給されている方

令和5年1月2日以後から支給されている方

●公的年金等の源泉徴収票

令和5年分 公的年金等の源泉徴収票		個人番号
支払を受け取る者 住所又は居所 (フリガナ) 氏名	支払金額	預金
	年月日	預付大正規
区分	支 払 金 額	預 金
所得控除法第203条の第3項第1号・第4号適用用		
所得控除法第203条の第2項第1号・第5号適用用		
所得控除法第203条の第3項第1号・第6号適用用		
所得脱法第203条の第4号適用用		
本 人	被扶養対象扶養枠内	開基者の数
特 別 基 本 金 の 開 基 者 の 姓 名 と その 配偶 者の 姓 名 ひ こ の 姓 名 前 妻	一般 老人 特定 老人 その他	特別 個人 そ の 他
扶養対象扶養枠内		扶養対象扶養枠外
扶養対象扶養枠外		区分
区分	区分	区分
長名	長名	長名
個人番号	個人番号	個人番号
備考	備考	備考

※源泉徴収票を使用される方は右の計算式で計算してください。

※2種類以上の年金を支給されている方は、それぞれの支払額を合計して、右の計算式で計算してください。

受給者の年齢	この年中の公的年金等の収入金額(A)	年金所得金額に直す計算式
年齢65歳以上の方	1,100,000円以下	= 0円
	1,100,001円以上～3,300,000円未満	= (A) - 1,100,000円
	3,300,000円以上～4,100,000円未満	= (A) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	= (A) × 0.85 - 685,000円
年齢65歳未満の方	600,000円以下	= 0円
	600,001円以上～1,300,000円未満	= (A) - 600,000円
	1,300,000円以上～4,100,000円未満	= (A) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	= (A) × 0.85 - 685,000円

(1年間の所得)

1

27ページの〈個人別所得〉へ

15. 所得から控除する金額

[今まで計算してきた所得から差し引く金額です。]

[公営住宅法施行令を適用しています。]

[同居親族控除、特定扶養親族を除き、原則として所得税法上認定された人が対象となります。]

控除の種類	どんな人があてはまるか？	控除する金額
一般控除	同居親族 申込者本人以外の人で、市営住宅と一緒に入居する人 (婚姻の予約者、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む) (出産予定の子は含みません)	1人あたり 38万円×人= 万円
	別居扶養親族 市営住宅には一緒に入居しないが、所得税法上扶養親族になっている人 (仕送りや生活費を渡しているだけでは、扶養親族にはなりません)	1人あたり 38万円×人= 万円
	老人扶養親族 老人控除対象配偶者	1人あたり 10万円×人= 万円
	特定扶養親族 配偶者を除く16歳以上23歳未満の人で、扶養親族になっている人	1人あたり 25万円×人= 万円
	障害者 ①身体障害者手帳の3級から6級までに該当する程度の人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ②療育手帳Bに相当する程度の人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ③精神障害者保健福祉手帳2・3級に該当する程度の人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ④市町村長より障害者控除対象者として認定を受けている人 ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている人	1人あたり 27万円×人= 万円
特別控除	特別障害者 ①身体障害者手帳の1級または2級に該当する程度の人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ②療育手帳Aに相当する程度の人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ③精神障害者保健福祉手帳1級に該当する程度の人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ④市町村長より特別障害者控除対象者として認定を受けている人 ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症～第3項症の人 ⑥原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定書の交付を受けている人	1人あたり 40万円×人= 万円
	ひとり親 申込者本人又は同居親族で次の①～④すべてに該当する人 ①現に婚姻をしていない人、または配偶者の生死が不明である人 ②事実上婚姻関係と同様の事情(事実婚等)にみると認められる一定の者がいない人 ③生計を一にする子(他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされている子・年間所得見積額が48万円を超えている子は除く)がある人 ④年間の合計所得額が500万円以下である人	35万円×人= 万円 ※下記の(注意)②参照
	寡婦 申込者本人又は同居親族で次の①又は②に該当する人のうち、上記「ひとり親」に該当しない人。ただし、事実上婚姻関係と同様の事情(事実婚等)にみると認められる一定の者がいる場合を除く ①夫と離婚してから婚姻していない人で、扶養親族を有し、年間の合計所得額が500万円以下の ②夫と死別してから婚姻をしていない人、または夫の生死が不明である人で、年間の合計所得額が500万円以下の人。(この場合は、扶養親族などがなくても「寡婦」とされる)	27万円×人= 万円 ※下記の(注意)③参照
その他控除	給与所得者 申込者本人又は同居家族で過去一年間において給与所得又は公的年金等に係る雑所得(「所得等」という。)を有する人	10万円×人= 万円 (その者の所得等の金額が10万円未満である場合はその金額)
	公的年金等所得者	
合計控除金額		万円

(注意)①ひとり親・寡婦の控除は、入居時に再婚等により控除条件からはずれる場合は適用しません。

入居者の出生・死亡などは、申込締切日現在の状況によります。

②ひとり親控除は、所得金額からその他控除の金額を控除した残額が35万円未満の方についてはその所得金額を控除します。

③寡婦控除は、所得金額からその他控除の金額を控除した残額が27万円未満の方についてはその所得金額を控除します。

④今後、国の制度の見直しに伴い、所得月額の区分・控除の内容等が変更になることがあります。

16. 世帯の所得月額の算出

〈個人別所得〉※収入ではなく所得を記入します。



※小数点がある場合は、切り捨ててください。

17. 家賃

家賃は、世帯の所得月額にしたがって、下記のようになります。

計算で求めた世帯の所得月額	家賃（定期募集住宅一覧表の予定家賃欄にあてはめてください）
0円～104,000円	予定家賃①になります。
104,001円～123,000円	予定家賃②になります。
123,001円～139,000円	予定家賃③になります。
139,001円～158,000円	予定家賃④になります。
158,001円以上	申込みができません。（裁量階層世帯は除く）

※世帯の所得月額が158,000円を超える場合は、申込みができません。

ただし、裁量階層に該当する世帯は、世帯の所得月額が214,000円まで申込みできます。

【裁量階層世帯の所得月額】（※所得月額158,000円までは上記と同じ）

計算で求めた世帯の所得月額	家賃（定期募集住宅一覧表の予定家賃欄にあてはめてください）
158,001円～186,000円	予定家賃⑤になります。
186,001円～214,000円	予定家賃⑥になります。
214,001円以上	申込みができません。

※裁量階層に該当する世帯は12ページをご覧ください。

18. 入居者の選考

申込受付の締切後、一次審査として、申込資格等を確認し、合計ポイントの高い順に順位付けを行います。合計ポイントが同点の場合には、抽選により順位を付け、一次審査通過者を決定いたします。一次審査通過者については、二次審査を行い入居者を決定します。

申込受付の締切

令和6年6月16日(日)郵便局消印有効

郵便ポストへの投函時刻によっては翌日の消印になる場合があります。申込期間の最終日は特にご注意ください。

一次審査

申込資格等の確認後、申告書によりポイントの配点を行い、合計ポイントの高い順に順位付けを行います。

合計ポイントが同点で当選者及び補欠

者の順位を確定する場合

合計ポイントが高い順位の場合

合計ポイントが低い順位の場合

抽選番号の通知

一次審査通過の通知

落選通知

令和6年7月11日(木)頃通知を発送します。

二次審査へ

抽選会

抽選は、申込者全員が対象になるわけではなく、配点されたポイントが当落線上で同点の場合にのみ行います。

抽選に際しては、抽選対象者を同点の者と限定しておりますので、優遇措置は行いません。

(抽選玉は1世帯1球となります)

抽選会では、二次審査の対象となる方及び補欠者を決定します。二次審査の対象者となった方は、二次審査で適格とされてはじめて「入居予定者」となります。

抽選によって、入居が確定するわけではありませんので、ご注意ください。

抽選会日時：令和6年7月25日(木)

午前10時～正午終了予定(午前9時30分開場)

抽選会場は「オンワード樫山仙台ビル 10階ホール」です。

仙台市青葉区二日町12-34

※駐車場・駐輪場は用意できません。公共の交通機関をご利用ください。

※抽選会への出席・欠席は抽選結果には関係しません。

※抽選は、住宅・構造・タイプ毎に抽選器を使って行い、

抽選器の操作は(公財)仙台市建設公社職員が行います。



抽選結果の通知

抽選結果は対象者全員に通知いたします。(令和6年8月8日(木)頃発送)

電話でのお問い合わせは固くお断りします。

※抽選結果は、抽選会終了後から令和6年8月8日(木)頃まで仙台市役所国分町分庁舎2階及び市営住宅管理課(オンワード樫山仙台ビル9階)に掲示いたします。また、抽選会の翌日から(公財)仙台市建設公社のホームページ(<https://www.sendai-kensetsu.or.jp/>)上にも掲載いたします。

※駐車場は用意できません。公共の交通機関をご利用ください。

①抽選の結果、当選された方の通知書には二次審査の案内と二次審査に必要な書類を示してありますので、早めに準備してください。

②補欠の方は補欠の順位を通知いたします。一次審査通過者に辞退か失格があれば二次審査の対象となります。

※補欠者としての有効期限は、次回の定期募集開始前までとなります。

二次審査

一次審査通過された方には申込書・申告書の内容について確認するために、住民票や収入についての証明書・住宅状況証明書等を提出していただきます。申告された内容が事実と異なる場合、虚偽の申込みをされた場合や証明書類を提出できない場合には、原則として失格となります。

※シルバーハウジングの場合、この他に入居生活が適切に行えるか検討するための実態調査があります。

19. 二次審査(一次審査通過者のみ)

資格確認について

一次審査を通過された方には、世帯全員の入居資格審査を行います。以下の表をご覧のうえ、該当する書類を二次審査の時にご持参ください。

※給与収入・事業収入・年金収入を重複して受け取っている方は、該当する書類を全て提出してください。

※令和6年度の市町村民税が非課税の方は、非課税証明書を提出してください。

●給与収入がある

証明書類の説明	(1)	(2)	(3)	(4)	(8)
必要な証明書類 内容	住民票 (入居予定者全員分)	市税の滞納がないことの証明書等 (入居予定者全員分)	令和6年度所得証明書 (入居予定者全員分)	給与等支払証明書	退職証明書
令和5年1月1日以前から引き続き勤務している方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
令和5年1月2日以後から現在の会社に勤務している方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
日雇いの方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

●事業収入がある

証明書類の説明	(1)	(2)	(3)	(5)	(8)
必要な証明書類 内容	住民票 (入居予定者全員分)	市税の滞納がないことの証明書等 (入居予定者全員分)	令和6年度所得証明書 (入居予定者全員分)	収支明細書	退職証明書
事業所得者の方 (令和5年1月1日以前から事業を開始した方)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
事業所得者の方 (令和5年1月2日以後から事業を開始した方)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

●年金収入がある

証明書類の説明	(1)	(2)	(3)	(6)
必要な証明書類 内容	住民票 (入居予定者全員分)	市税の滞納がないことの証明書等 (入居予定者全員分)	令和6年度所得証明書 (入居予定者全員分)	年金証書及び支払通知書の写し
令和5年1月1日以前から国民(老齢)年金・厚生(老齢)年金・恩給・各種共済年金を受けている方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
令和5年1月2日以後から国民(老齢)年金・厚生(老齢)年金・恩給・各種共済年金を受けている方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

●無職・無収入の方

証明書類の説明	(1)	(2)	(7)	(8)	(9)
必要な証明書類 内容	住民票 (入居予定者全員分)	市税の滞納がないことの証明書等 (入居予定者全員分)	令和6年度非課税証明書 (入居予定者全員分)	退職証明書	生活保護証明書
遺族年金・障害年金・障害手当金・母子年金等を受けている方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
失業中の方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
生活保護を受けている方(単身者のみ)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
申込者・同居者・婚姻の予約者が無職・無収入の方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

●状況により必要とする書類

申込者等の状況	必 要 な 書 類
婚姻を予約し入居申込みをする場合	「婚姻予約証明書」(用紙はこちらから郵送します)
ひとり親世帯・単身世帯	戸籍の全部事項証明 親権のない未成年者と入居する場合は親権者の同意書(用紙はこちらから郵送します)
身体障害者・戦傷病者	身体障害者手帳・戦傷病者手帳の写しまたは市町村長からの障害者控除認定を確認できるもの
知的障害者・精神障害者	療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し
治療方法が確立していない	特定疾患医療受給者証の写しまたは
疾病その他の特殊な疾病の方	障害福祉サービス受給者証の写し及び医師の診断書(政令で定める疾病のみ)
原爆被爆者世帯	特別手当証書の写しまたは被爆者手帳の写し
海外からの引揚者	永住帰国旅費の支給決定通知書の写し
ハンセン病療養所入所者	国立ハンセン病療養所等の長または厚生労働省健康局疾病対策課長が発行した入所証明書
申込者が配偶者等からの暴力被害者の場合	配偶者暴力相談支援センターの保護証明書、女性自立支援施設入退所証明書、母子生活支援施設の入退所証明書、裁判所の保護命令決定書の写し、女性相談支援センター等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関等による「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」のいずれか
申込者が留学生の場合	「本人の申立書」及び大学の学長又は学部長が証明する「副申書」(用紙はこちらから郵送します)
市外にお住まいの方	「勤務先証明書」(用紙はこちらから郵送します)
離婚調停中の方	裁判所が証明する事件係属証明書
住宅を失った世帯	住宅が滅失したことを証明する書類
居住のため賃貸借契約を締している場合	住宅状況証明書または賃貸借契約書(家賃の金額、専用面積、台所・便所・浴室の有無が分かるもの)
居住用以外の建物に住んでいる場合	住宅状況証明書または登記簿謄本(居住用以外の建物<倉庫・事務所・工場等>に住んでいることがわかるもの)
犯罪被害者等の場合	二次審査の際、窓口にて聞き取り及び警察等への照会の同意書を提出していただきます
立退き要求されている場合	立退要求書または公的証明書類(対象となる立退要求は、建物の老朽化等による取壊しで立退要求通知があり、かつ正当な事由によるものに限り、家賃滞納や迷惑行為など本人の責めによるものは除きます。)
ペット飼育可能な住宅に申込んだ場合	動物飼育届出書兼誓約書(用紙はこちらから郵送します)
事故住宅を申込んだ場合	誓約書(用紙はこちらから郵送します)

※上記以外でも申込者の状況等により書類提出をお願いする場合があります。

●証明書類の説明

- (1)住民票……………入居する方及び、入居はしないが、現在同居している方全員分が必要となります。
- (2)市税の滞納がないことの証明書等……………
 - 16歳以上の入居する方全員について、それぞれ次の項目に該当する分が必要となります。
 - 16歳未満でも所得のある方は必要となります。

※市内にお住まいの方は
入居予定者全員……………「市税の滞納がないことの証明書」

※市外にお住まいの方は
入居者全員分……………仙台市が課税する「市税の納付状況を確認することの同意書」
または「市税の滞納がないことの証明書」

- (3)令和6年度所得証明書……………各市町村で発行している「令和6年度所得証明書」
- (4)給与等支払証明書……………所定の「給与等支払証明書」に勤務先からの証明を受けてください。
- (5)収支明細書……………所定の「収支明細書」に記入してください。
- (6)年金証書・支払通知書の写し……………
 - ①各種年金証書
 - ②日本年金機構で発行する年金振込通知書(ハガキ)
 - ③各種共済組合の送金案内書
- (7)令和6年度非課税証明書……………各市町村で発行している「令和6年度非課税証明書」
(所得額の記載のあるもの)
- (8)退職証明書(①②のどちらか)……………
 - ①所定の「退職証明書」により退職した会社から発行されたものを提出してください。(退職年月日と会社の代表者印が必要です)
 - ②雇用保険受給資格者証又は離職票の写し
- (9)生活保護証明書……………福祉事務所で発行する生活保護受給の証明書
(受給対象者の氏名が全て明記されているものが必要です)

20. 入居手続き

二次審査を通過された方は、入居手続きを行うときに次の書類を提出していただきます。

(1) 建物賃貸借契約書

(2) 敷金の領収書

入居説明会時にお渡しする敷金納入通知書で敷金(入居時の家賃の3ヵ月分)を入居手続き締切日までに金融機関で納入していただきます。

(3) 緊急連絡人届

☆緊急連絡人1名が必要になります。

※緊急連絡人は、入居者に異常があったときに入居者の引取りや、その後の事務処理等を代行します。
なお事務処理には滞納家賃の保証は含みません。

<資格>

- (1)緊急時に確実に連絡ができる成人
- (2)宮城県内に居住する方

緊急連絡人に変更があった場合は届出が必要です。

(4) 仙台市預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書

口座振替または自動払込を利用できない方はご相談ください。

(5) 住宅使用料等コンビニ収納申込書兼口座振替解除申込書

コンビニエンスストア等でのお支払いを希望される方は、提出してください。

(6) その他、必要に応じて、いくつかの書類を提出していただく場合があります。

21. 家賃・共益費等と市営住宅のルール

(1) 敷金

☆入居時の家賃3ヵ月分を納入していただきます。

なお、敷金は住宅の退去時にお返しします。ただし、家賃等に未納がある場合、相殺させていただきます。
また、退去時に故意・過失によって住宅内に破損が生じた際の原状回復費用が発生した場合には、原則として入居者の方に負担で修繕していただき、退去立会検査後に最終的に敷金の精算をいたします。

(2) 入居後にかかる経費

家賃

市営住宅の家賃は、入居されている世帯の収入と住宅の立地条件・規模・建設時からの経過年数などに応じて毎年決定します。世帯の収入等の変動によっても家賃は変わります。

市営住宅の家賃には、民間アパートと違って維持修繕などの経費（鍵の交換、汚損壁面の修復、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び付帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用）を含んでいないため、修繕費用を入居者の方にご負担していただきます。

※家賃や共益費、駐車場使用料の支払いは便利な口座振替で。

※入居可能日より家賃や共益費・駐車場使用料の料金が発生します。

※コンビニ等での支払いも可能です。

共益費

住宅の設備に応じて、外灯・階段灯・エレベーター等の共用部分に要する電気代が共益費となります。
なお、金額は年度ごとに変動します。

(3) 入居される住宅の修繕等の状況

☆募集する住宅は、新築を除き前の入居者が返還した住宅を日常生活に支障のない程度に修繕して入居していただくものです。新築のような状態ではありません。

☆募集する住宅にはお風呂（浴槽・風呂釜）は設置されていますが、浴槽・風呂釜・ふたを含め住宅内は入居者ご自身で清掃していただき、大切にご使用ください。

☆市営住宅を退去する際には、破損があるときはその破損を原状に復する義務（原状回復義務）があります。入居者の方の故意・過失により破損した場合には、原状回復費用を負担していただきます。

☆BS・CSアンテナが設置できない住宅もあります。

☆ほとんどの市営住宅には網戸がついていません。

☆水道・ガス・電気・電話等の利用にあたっては各自での契約が必要となります。ただし、荒井東市営住宅については、本市が委託する設備管理業者が電気を供給していることから、同業者と契約する必要があります（電力会社を自由に選ぶことができません）。

(4) 収入報告の提出

☆市営住宅に入居した方は、毎年、世帯の収入に関する報告書（収入報告書）の提出が義務づけられています。

この報告書は、毎年6月に提出していただきます。翌年度の家賃算定の資料となりますので、期限までに必ず提出してください。また、報告書の提出がない場合は、通常家賃と比べて高額な家賃となります。

☆収入報告書に基づいて入居者世帯の収入を認定し、入居者へ収入額認定通知書を送付します。

収入超過者

市営住宅に3年以上居住し、世帯の所得月額が158,000円（裁量階層世帯の場合は214,000円）を超えた方は、市営住宅を明渡すように努めていただくとともに、一定の割合の金額が家賃に加算されます。

高額所得者

市営住宅に5年以上居住し、収入超過者のなかでも特に高額な所得の方は、市営住宅を明渡していただきます。

(5) 家賃または市税の滞納

☆仙台市ではきちんと家賃を納入している方と家賃を滞納している方の不公平を是正するため、家賃を滞納している方に対して住宅明渡訴訟等の法的措置を強化しております。

☆原則として家賃等または市税を滞納している場合は、新たな親族の同居や名義の承継および駐車場使用が認められません。

家賃を3ヵ月以上滞納した場合には、市営住宅を明渡していただきます。

(6) 家賃の減免

☆申請により、家賃を減免する制度があります。（共益費、駐車場使用料、敷金は減免になりません。）
何らかの事情により、家賃を納めることが困難である場合にはご相談ください。

(7) 駐車場

☆次の表の団地に有料駐車場を設置しています。ただし、空き待ちの場合もありますのでご了承ください。その他の団地には駐車場はありませんので、車をお持ちの方は周辺の民間駐車場を契約してください。次の表の有料駐車場設置団地で契約している方のみ保管場所使用承諾証明書を発行します。ただし、使用料の滞納状況により発行できない場合があります。

☆契約できる車両の大きさは長さ5.0m幅2.0m以内になります。

☆有料駐車場は原則として1世帯1区画しか使用できません。2台以上の車をお持ちの方は、周辺の民間駐車場を個別に契約の上、ご利用ください。

駐車場使用料を3ヵ月以上滞納した場合には、駐車場の契約を解除し駐車場を明渡していただきます。

有料駐車場設置団地

区	団地名	住宅戸数	駐車場区画数	駐車場使用料（月額／円）
若林区	新寺小路	46	36	7,000
	若林	120	84	5,700
	荒井	50	17	4,000
	荒井東	298	316	5,000
	若林西	152	123	4,000
	六丁の目西町	115	59	4,300
	中倉	58	27	7,000
	大和町	103	32	7,000
	荒井第二	34	25	4,300
	六丁の目中町	43	33	4,300
	荒井西	14	14	4,000
	荒井南	75	75	4,000
	荒井南第二	55	50	4,000
	卸町	98	32	8,000
	六郷	50	50	3,600
	中田	30	30	3,300
	袋原	274	275	2,800
	四郎丸	405	407	2,800
	四郎丸東	388	388	2,800
	太白	662	475	3,200
	郡山	335	334	4,000
	西中田	446	385	4,000
	茂庭第一	613	616	3,100
	鹿野	70	57	5,900
	芦の口	39	30	4,400
	あすと長町	163	50	8,600
	あすと長町第二	96	29	8,600
	あすと長町第三	68	35	6,800
	茂庭第二	100	101	3,100
泉区	向原	48	48	4,000
	天神沢	72	64	3,100
	泉中央南	193	129	4,600

(8) 住宅内で守るべきルール

- ☆団地での円満な共同生活を乱す迷惑行為をしない。
- ☆ペットと一緒に入居可能な住宅を除き、犬・猫・ニワトリ・鳥・ウサギ・金魚などのペットの飼育をしない。(敷地内での餌付け行為を含む)
- [なお、身体障害者補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)は除きます]
- ☆明るく住み良い団地生活を送るため、入居者の皆さんが相互に協力しなければならないことがたくさんあります。お互いが他人の立場を考えた節度ある生活が必要となります。
- ☆市営住宅の全部または一部を住宅以外に使用しない。(身体障害者が許可を得て営むはり・きゅう・あん摩等営業は除く)
- 著しく逸脱した行為がある場合には、市営住宅を明渡していただきます**

(9) 暴力団員に関する注意点

- ☆暴力団員が入居していることが判明した場合には、理由のいかんを問わず市営住宅を明渡していただきます。

22. 市営住宅の種類

市営住宅には以下の種類があり、申込みの際には該当する1住宅のみ申込みできます。
多家族向住宅・大規模住宅以外の住宅には、部屋の大きさにより単身入居可能な住宅があります。(重複申込みはできません)

●一般向住宅

申込資格に該当される方であれば申込みできる住宅です。ただし、「単身で申込みされる方」(7ページ)は、別紙「仙台市営住宅定期募集住宅一覧表」に単身可と記載されている住宅に限り申込みができます。

●多家族向住宅(目的別住宅)

4人以上で入居しようとする方が申込みできる住宅です。
該当しなくなった時は明渡していただくこととなります。

●大規模住宅(目的別住宅)

「60歳以上の方」「身体障害者手帳の交付を受けている1級から4級までの方」または「戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方」のいずれかに該当する方を含み、6人以上で入居しようとする方が申込みできる住宅です。
該当しなくなった時は明渡していただくこととなります。

●高齢者及び軽度身体障害者世帯向住宅(目的別住宅)

住宅内の段差解消や手すり、外部への非常通報ブザーが設置された住宅です。

申込みできるのは、申込資格に該当し、次の要件のいずれかに該当する方がいる世帯です。

(1)60歳以上の方

(2)身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害が下肢あるいは体幹機能障害(内部機能障害は該当しません)による1級から4級までの方(注)

(3)戦傷病者手帳の交付を受け、その障害の程度が上記の身体障害者と同程度の方

該当しなくなった時は明渡していただくこととなります。

[主な設備]

- ①手すりの設置(共同階段、玄関等)
- ②室内の段差解消
- ③非常通報ブザー

●車椅子住宅(目的別住宅)

住宅内外の段差解消や手すり、車椅子用流し台等の設備を備えた住宅です。

申込みできるのは、申込資格に該当し、入居しようとする世帯に身体機能上、車椅子を常用使用されている方がおり、次の要件のいずれかに該当する方に限られます。

(1)身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害が下肢あるいは体幹機能障害(内部機能障害は該当しません)による1級から4級までの方(注)

(2)戦傷病者手帳の交付を受け、その障害の程度が上記の身体障害者と同程度の方

該当しなくなった時は明渡していただくこととなります。

[主な設備]

- ①バルコニーにスロープの設置
- ②室内外の段差解消
- ③手すりの設置(玄関、浴室等)
- ④給湯設備の設置

●シルバーハウジング(目的別住宅)

高齢の方が自立して生活できるように、住宅内の段差解消や緊急通報システム等の設置と住宅生活を支援する生活援助員(ライフサポートアドバイザー:略称LSA)を配置した住宅です。65歳以上の方または60歳以上の障害者等の方が申込みできる住宅です。

同居者は60歳以上の方1人に限られます。

要件に該当しなくなった時は明渡していただくこととなります。

※生活援助員は身体介助や家事援助を行うものではありません。そのような援助が必要な方は、別途介護保険等のサービスを利用していただくことになります。

(注)障害の程度について、確認させていただく場合がございます

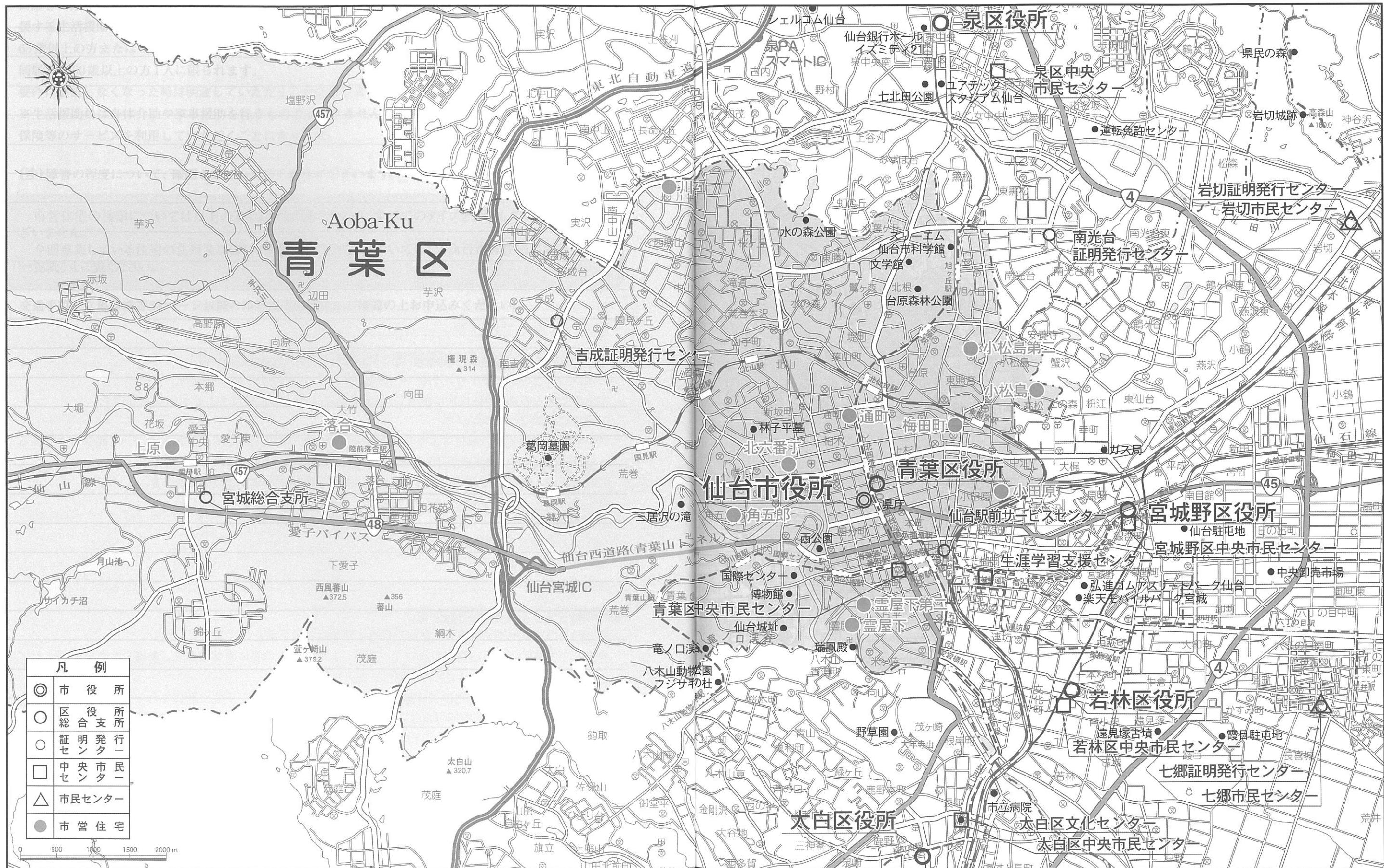
市営住宅の種類については以上のようなものがありますが、すべてのタイプを募集しているわけではありません。

今回募集している住宅の住戸及び詳しい種類別入居要件については、「仙台市営住宅定期募集住宅一覧表」をご覧ください。

交通手段や立地環境等38ページ以降の市営住宅位置図をご確認の上お申込みください。

MEMO

23. 市営住宅位置図(青葉区)



24. 市営住宅位置図(宮城野区)



25. 市営住宅位置図(太白区)



26. 市営住宅位置図(若林区)



28. 各市営住宅への交通手段

区	住宅名	所在地	交通機関	乗車場	行き先(方面)	最寄駅・停留所	摘要
青葉区	北六番丁	青葉区柏木二丁目	市バス	仙台駅西口⑬⑭⑮	東北大病院を経由する全ての行き先	広瀬町	徒歩 7 分
	小松島	青葉区高松三丁目	市バス	仙台駅前(仙台口フロント)⑯、台原駅③	高松・安養寺二丁目、台原駅(幸町一丁目経由除く) 高松・県庁市役所経由安養寺二丁目・仙台駅	高松二丁目	徒歩 1 分
	小松島第二	青葉区小松島四丁目	市バス	仙台駅前(仙台口フロント)⑯ 台原駅① 旭ヶ丘駅①	宮町を経由する瞑想の松・台原駅・旭ヶ丘駅・仙台駅	東北医科薬科大・東北高校前 小松島四丁目	徒歩 1 分
	川平	青葉区川平三丁目・五丁目	市バス	仙台駅西口⑯ 泉中央駅①	川平団地経由長命ヶ丘 南吉成、聖和短大、青陵校	川平市営住宅前	徒歩 3 分
	上原	青葉区愛子中央三丁目	市バス JR	仙台駅西口⑯ 仙山線仙台駅	白沢車庫、熊ヶ根閣・定義、作並温泉 愛子、作並、山形	愛子駅前 愛子駅	徒歩 15 分 徒歩 10 分
	靈屋下	青葉区靈屋下	市バス 宮交 地下鉄	仙台駅西口⑯ 仙台駅⑫	靈屋橋経由八木山動物公園駅 全ての行き先	靈屋橋・瑞鳳殿入口 大町西公園駅	徒歩 7 分 徒歩 12 分
	靈屋下第二	青葉区靈屋下	市バス 宮交 地下鉄	仙台駅西口⑯ 仙台駅⑫	八木山	靈屋橋・瑞鳳殿入口 大町西公園駅	徒歩 7 分 徒歩 12 分
	梅田町	青葉区梅田町	市バス JR	仙台駅前(仙台口フロント)⑯⑰	県庁市役所経由鶴ヶ谷七丁目、東仙台(営)、高松・安養寺二丁目 全ての行き先 愛子、作並、山形(一部の快速を除く)	視覚支援学校前	徒歩 3 分
	小田原	青葉区小田原四丁目	市バス 宮交	仙台駅前(仙台口フロント)⑯ 仙台駅前(アイリス青葉ビル前)⑯⑲	原町を経由する全ての行き先 花京院を経由する全ての行き先 仙台港フェリーターミナル	東照宮駅	徒歩 8 分
	通町	青葉区通町一丁目	市バス 宮交 JR	仙台駅西口⑯⑰⑲⑳ 仙台駅②③④⑥	北仙台を経由する便及び八乙女駅、北山→子平町 泉中央、虹の丘、富谷、宮城大学・JCHO 仙台病院(県庁市役所経由) 愛子、作並、山形	宮城県仙台合同庁舎前 北仙台駅	徒歩 1 分 徒歩 8 分
	落合	青葉区落合四丁目	市バス JR	仙台駅西口⑯ 仙山線仙台駅	白沢車庫、熊ヶ根閣・定義、作並温泉 愛子、作並、山形	宮城広瀬高校・こども病院前 陸前落合駅	徒歩 8 分 徒歩 7 分
	角五郎	青葉区角五郎二丁目	市バス	仙台駅西口⑯	広瀬通経由交通公園循環	角五郎二丁目	徒歩 9 分
宮城野区	高砂	宮城野区福室五丁目・六丁目	市バス	仙台駅前(アイリス青葉ビル前)⑯	高砂市営住宅西	高砂市営住宅西	徒歩 3 分
	鶴ヶ谷第一	宮城野区鶴ヶ谷二丁目	市バス	仙台駅前(仙台口フロント)⑯ 台原駅②、旭ヶ丘駅⑥	鶴ヶ谷七丁目	鶴ヶ谷団地入口 鶴ヶ谷二丁目	徒歩 3 分
	鶴ヶ谷第二	宮城野区鶴ヶ谷六丁目	市バス	仙台駅前(仙台口フロント)⑯ 旭ヶ丘駅⑥ 台原駅②	鶴ヶ谷七丁目	鶴ヶ谷六丁目東小学校前 鶴ヶ谷六丁目東、西、北	徒歩 5 分
	小鶴	宮城野区小鶴三丁目	市バス	仙台駅前(アイリス青葉ビル前)⑯ 仙台駅前(仙台口フロント)⑯ 旭ヶ丘駅⑥ 台原駅②	原町・宮城野区役所経由東仙台(営)・岩切駅 県庁市役所・中江・二の森経由東仙台(営) 鶴ヶ谷七丁目・東仙台(営)	小鶴住宅入口	徒歩 5 分
	幸町	宮城野区幸町五丁目	市バス JR	仙台駅前(仙台口フロント)⑯	県庁市役所経由鶴ヶ谷七丁目・東仙台(営)・中江経由東仙台(営)	幸町二丁目	徒歩 5 分
	福田町第一	宮城野区田子一丁目	仙石線仙台駅		多賀城、高城町、東塙釜、石巻	福田町駅	徒歩 5 分
	福田町第二	宮城野区田子三丁目	J R 市バス	仙石線仙台駅 陸前高砂駅③ 小鶴新田駅①	多賀城、高城町、東塙釜、石巻 余目、小鶴新田駅	福田町駅 福田町第二市営住宅前	徒歩 20 分
	幸町第二	宮城野区幸町三丁目	市バス	仙台駅前(仙台口フロント)⑯	県庁市役所経由鶴ヶ谷七丁目	幸町五丁目	徒歩 1 分
	仙台駅東	宮城野区小田原弓ノ町	宮交	仙台駅前(仙台口フロント)⑯⑲	原町を経由する全ての行き先 花京院を経由する全ての行き先 仙台港フェリーターミナル	常盤木学園前	徒歩 2 分
	田子西	宮城野区田子西一丁目	市バス JR	小鶴新田駅① 陸前高砂駅③	陸前高砂駅 小鶴新田駅	田子西市営住宅前	徒歩 1 分
	田子西第二	宮城野区田子西二丁目	市バス JR	仙石線仙台駅 陸前高砂駅③	多賀城、高城町、東塙釜、石巻 小鶴新田駅	福田町駅 田子西中央	徒歩 25 分 徒歩 2 分
	幸町第三	宮城野区幸町二丁目	市バス JR	仙台駅前(仙台口フロント)⑯ 仙山線仙台駅	県庁市役所経由鶴ヶ谷七丁目・東仙台(営)・中江経由東仙台(営) 愛子、作並、山形(一部の快速を除く)	幸町二丁目	徒歩 3 分
	新田東	宮城野区新田東二丁目	市バス JR	仙台駅前(アイリス青葉ビル前)⑯ 仙石線仙台駅	小鶴新田駅・東仙台(営) 多賀城、高城町、東塙釜、石巻	東照宮駅 元気フィールド仙台前	徒歩 17 分

区	住宅名	所在地	交通機関	乗車場	行き先(方面)	最寄駅・停留所	摘要
宮城野区	燕沢	宮城野区燕沢二丁目	市バス	仙台駅前(仙台口フロント)⑯	東仙台(営)	燕沢住宅前	徒歩 5 分
	燕沢東	宮城野区燕沢東二丁目	J R 市バス	仙台駅前(アイリス青葉ビル前)⑯ 東北本線仙台駅	東仙台(営)、岩切駅 利府、小牛田、石越、一閑	東仙台駅	徒歩 10 分
	岡田	宮城野区福室字平柳	市バス	仙台駅前(アイリス青葉ビル前)⑯ 東北本線仙台駅	岩切駅 利府、小牛田、石越、一閑	小鶴東仙台駅	徒歩 3 分
	鶴ヶ谷第三	宮城野区鶴ヶ谷八丁目	市バス	仙台駅前(仙台口フロント)⑯ 台原駅②、旭ヶ丘駅⑥	岡田・新浜	長屋前	徒歩 20 分
	宮城野	宮城野区宮城野二丁目	市バス 地下鉄	仙台駅西口⑯ 地下鉄東西線仙台駅	鶴ヶ谷七丁目	鶴ヶ谷中央 鶴ヶ谷六丁目東小学校前	徒歩 4 分
					志波町・霞の目(営)	宮城野三丁目・聖和学園前	地下鉄薬師堂駅
若林区	新寺小路	若林区二軒茶屋	市バス	仙台駅西口⑤	志波町・霞の目(営)	新寺四丁目・サンプラザ入口	徒歩 2 分
	若林	若林区若林四丁目	地下鉄	地下鉄東西線仙台駅	荒井	地下鉄連坊駅	徒歩 10 分
	荒井	若林区荒井七丁目	市バス	仙台駅西口⑤	若林小学校を経由する全ての行き先	若林小学校前	徒歩 2 分
	荒井第二	若林区伊在二丁目	地下鉄	地下鉄東西線仙台駅	荒井	地下鉄荒井駅	徒歩 7 分
	荒井西	若林区なないろの里二丁目	J R	荒井駅②	多賀城駅、荒井駅(土・日・祝のみ運行) 運休中	荒井六丁目	徒歩 7 分
	荒井東	若林区荒井東二丁目	市バス	荒井駅②	荒井	地下鉄六丁の目駅	地下鉄六丁の目駅
	荒井南	若林区荒井南	地下鉄	地下鉄東西線仙台駅	薬師堂駅	蒲町東	徒歩 6 分
	荒井南第二	若林区荒井南	市バス	荒井駅②	四ツ谷経由霞の目(営)、震災遭構仙台市立荒浜小学校	広瀬	徒歩 8 分
	卸町	若林区卸町三丁目	市バス	地下鉄	荒井	地下鉄荒井駅	徒歩 18 分
	若林西	若林区若林二丁目	市バス	仙台駅西口⑤	交通局東北大病院、六郷小学校・市立病院	荒井八丁目	徒歩 11 分
太白区	大和町	若林区大和町五丁目	地下鉄	地下鉄南北線仙台駅	交通局東北大病院、六郷小学校・市立病院	七郷中学校前	徒歩 9 分
	六丁の目中町	若林区六丁の目中町	市バス	荒井駅①	卸町会館経由小鶴新田駅	卸町会館前	徒歩 1 分
	六丁の目西町	若林区六丁の目西町	地下鉄	地下鉄東西線仙台駅	荒井	地下鉄卸町駅	徒歩 9 分
	中倉	若林区中倉二丁目	市バス	薬師堂駅①	四ツ谷経由霞の目(営)、震災遭構仙台市立荒浜小学校	若林二丁目	徒歩 3 分
	六郷	若林区六郷	地下鉄	地下鉄東西線仙台駅	荒井	地下鉄長町一丁目駅	徒歩 17 分
太白区	中田	太白区中田四丁目	市バス	長町駅・たいはっくる前	志波町・霞の目(営)	蒲町歩道橋前	徒歩 1 分
	袋原	太白区袋原字平淵	市バス	長町南駅・太白区役所前⑥	荒井	地下鉄卸町駅	徒歩 9 分
	四郎丸	太白区四郎丸字大宮	市バス	長町駅・たいはっくる前	利府、小牛田、石越、一閑	六丁の目南町	徒歩 5 分
	四郎丸東	太白区四郎丸字落合字新田	市バス	長町駅・たいはっくる前	長町駅・たいはっくる前	地下鉄六丁の目駅	徒歩 7 分
	太白	太白区太白二丁目	宮交	仙台駅西口⑦⑧、長町駅東口③、長町駅西口⑤	荒井	地下鉄六丁の目駅	徒歩 4 分
	郡山	太白区郡山六丁目	地下鉄 JR	地下鉄南北線仙台駅 東北本線・常磐線	中倉一丁目経由荒井駅	中倉二丁目	徒歩 2 分
	西中田	太白区西中田六丁目	宮交	仙台駅空港アクセス鉄道	荒井	地下鉄卸町駅	徒歩 14 分
	茂庭第一	太白区茂庭台四丁目	市バス 宮交 宮交	長町駅南駅・太白区役所前⑩、長町駅東口④ 長町駅西口②	井土浜・中野	JA 仙台六郷支店前	徒歩 3 分
					中田小学校経由四郎丸	中田二丁目	徒歩 7 分
					南仙台駅・四郎丸	袋原市営住宅前、畠中	徒歩 3 分
青葉区					四郎丸	四郎丸市営住宅前 東四郎丸	徒歩 3 分
					東中田五丁目・四郎丸小学校経由を除く四郎丸	四郎丸東市営住宅前	徒歩 3 分
					山田自由ヶ丘・仙台南ニュータウン行き	公営アパート前	徒歩 3 分
					富沢 岩沼・白石・福島(快速を除く)・原ノ町・山下	地下鉄長町駅 太子堂駅	徒歩 8 分 徒歩 5 分
					仙台空港(快速を除く)	太子堂駅前	徒歩 5 分
					長町郡山	西中田住宅前	徒歩 3 分
					尚絅学院大(西中田経由)	茂庭台五丁目、四丁目	徒歩 3 分
宮城野区					茂庭台、生出市民センター 茂庭台	茂	

太白区	芦の口	太白区芦の口	市バス 宮交 宮交 地下鉄 宮交 地下鉄 JR 市バス 地下鉄 JR 市バス 地下鉄 JR 市バス 地下鉄 JR 市バス 宮交 市バス 宮交	八木山動物公園駅③ 長町駅東口⑤または長町南駅・太白区役所前① 長町南駅・太白区役所前② 長町駅東口④・長町駅西口① 八木山動物公園駅⑥・仙台駅前⑫ 仙台駅⑦⑧ 地下鉄南北線仙台駅 長町南駅・太白区役所前⑩・長町駅西口④ 長町南北線仙台駅 東北本線仙台駅 長町駅・たいはっくる前 地下鉄南北線仙台駅 長町駅・たいはっくる前 地下鉄南北線仙台駅 東北本線仙台駅 長町南駅・太白区役所前⑩・長町駅西口④ 仙台駅西口⑩⑭ 長町南駅・太白区役所前④・長町駅東口③・ 長町駅西口③	緑ヶ丘三丁目 恵和町・八木山動物公園駅 仙台駅、(西の平動物公園・西の平松が丘経由)、動物公園駅(西の平経由) 長町駅東口、市立病院(西の平経由)	青葉苑団地前 西の平二丁目東芦の口小学校前	徒歩 7 分 徒歩 13 分
	鹿野	太白区鹿野本町	宮交 地下鉄 宮交 地下鉄 JR	仙台駅⑦⑧ 地下鉄南北線仙台駅 長町南駅・太白区役所前⑩・長町駅西口④ 長町南北線仙台駅 東北本線仙台駅 長町駅・たいはっくる前 地下鉄南北線仙台駅 長町駅・たいはっくる前 地下鉄南北線仙台駅 東北本線仙台駅 長町南駅・太白区役所前⑩・長町駅西口④ 仙台駅西口⑩⑭ 長町南駅・太白区役所前④・長町駅東口③・ 長町駅西口③	⑦のりば全ての行先、⑧のりば尚絅学院大行き、八木山南団地行 富沢 長町郡山 富沢 岩沼・白石・福島・原ノ町、山下、仙台空港(快速を除く) 全ての行先 富沢 岩沼・白石・福島・原ノ町・山下、仙台空港(快速を除く) 全ての行先 富沢 岩沼・白石・福島(快速を除く)、原ノ町・山下、仙台空港(快速を除く) 長町郡山(トーキン前経由) 茂庭台(生出市民センター行) 茂庭台	鹿野公園前 地下鉄長町南駅 あすと長町二丁目 地下鉄長町駅 長町駅 南警察署前 地下鉄長町駅 長町駅 諏訪町 地下鉄長町駅 太子堂駅 太子堂駅前 茂庭台一丁目 茂庭台一丁目	徒歩 2 分 徒歩 18 分 徒歩 2 分 徒歩 8 分 徒歩 6 分 徒歩 2 分 徒歩 8 分 徒歩 6 分 徒歩 2 分 徒歩 22 分 徒歩 9 分
	あすと長町	太白区あすと長町四丁目	宮交 地下鉄 JR	仙台駅⑦⑧ 地下鉄南北線仙台駅 長町南駅・太白区役所前⑩・長町駅西口④ 長町南北線仙台駅 東北本線仙台駅 長町駅・たいはっくる前 地下鉄南北線仙台駅 長町駅・たいはっくる前 地下鉄南北線仙台駅 東北本線仙台駅 長町南駅・太白区役所前⑩・長町駅西口④ 仙台駅西口⑩⑭ 長町南駅・太白区役所前④・長町駅東口③・ 長町駅西口③	全ての行先 富沢 岩沼・白石・福島(快速を除く)、原ノ町・山下、仙台空港(快速を除く) 長町郡山(トーキン前経由) 茂庭台(生出市民センター行) 茂庭台	徒歩 2 分 徒歩 6 分 徒歩 2 分 徒歩 8 分 徒歩 6 分 徒歩 2 分 徒歩 22 分 徒歩 9 分	
	あすと長町第二	太白区長町六丁目	市バス 地下鉄 JR	仙台駅・たいはっくる前 地下鉄南北線仙台駅 長町駅・たいはっくる前 地下鉄南北線仙台駅 東北本線仙台駅 長町駅・たいはっくる前 地下鉄南北線仙台駅 長町駅・たいはっくる前 地下鉄南北線仙台駅 東北本線仙台駅 長町南駅・太白区役所前⑩・長町駅西口④ 仙台駅西口⑩⑭ 長町南駅・太白区役所前④・長町駅東口③・ 長町駅西口③	全ての行先 富沢 岩沼・白石・福島(快速を除く)、原ノ町・山下、仙台空港(快速を除く) 長町郡山(トーキン前経由) 茂庭台(生出市民センター行) 茂庭台	徒歩 3 分 徒歩 3 分	
	あすと長町第三	太白区諏訪町	宮交 地下鉄 JR	仙台駅西口⑥ 仙台駅西口④ 八乙女駅⑨⑩ 地下鉄南北線仙台駅 泉中央駅⑤・2・泉中央④ 仙台駅西口⑥ 八乙女駅③⑪ 八乙女駅② 地下鉄南北線仙台駅	八乙女駅 八乙女駅経由便、泉中央駅経由便 仙台駅行き 泉中央 鶴が丘ニュータウン(住宅前経由)、岩切駅行き、泉中央④のりば松森団地 鶴が丘ニュータウン(住宅前経由) 鶴が丘ニュータウン(住宅前経由) 長命ヶ丘二丁目 泉中央	向原 地下鉄八乙女駅 住宅前 住宅前 住宅前 上谷刈三丁目 ¹ 地下鉄泉中央駅	徒歩 10 分 徒歩 15 分 徒歩 5 分 徒歩 5 分 徒歩 5 分 徒歩 1 分 徒歩 14 分
	茂庭第二	太白区茂庭台一丁目	市バス 宮交	仙台駅西口⑩⑭ 長町南駅・太白区役所前④・長町駅東口③・ 長町駅西口③	茂庭台(生出市民センター行) 茂庭台	茂庭台一丁目 茂庭台一丁目	徒歩 3 分 徒歩 3 分
	向原	泉区上谷刈字向原	市バス 宮交 宮交 地下鉄	仙台駅西口⑥ 仙台駅西口④ 八乙女駅⑨⑩ 地下鉄南北線仙台駅 泉中央駅⑤・2・泉中央④ 仙台駅西口⑥ 八乙女駅③⑪ 八乙女駅② 地下鉄南北線仙台駅	八乙女駅 八乙女駅経由便、泉中央駅経由便 仙台駅行き 泉中央 鶴が丘ニュータウン(住宅前経由)、岩切駅行き、泉中央④のりば松森団地 鶴が丘ニュータウン(住宅前経由) 鶴が丘ニュータウン(住宅前経由) 長命ヶ丘二丁目 泉中央	向原 地下鉄八乙女駅 住宅前 住宅前 住宅前 上谷刈三丁目 ¹ 地下鉄泉中央駅	徒歩 10 分 徒歩 15 分 徒歩 5 分 徒歩 5 分 徒歩 5 分 徒歩 1 分 徒歩 14 分
泉区	天神沢	泉区天神沢一丁目	宮交	仙台駅西口⑥ 仙台駅西口④ 八乙女駅⑨⑩ 地下鉄南北線仙台駅 泉中央駅⑤・2・泉中央④ 仙台駅西口⑥ 八乙女駅③⑪ 八乙女駅② 地下鉄南北線仙台駅	八乙女駅 八乙女駅経由便、泉中央駅経由便 仙台駅行き 泉中央 鶴が丘ニュータウン(住宅前経由)、岩切駅行き、泉中央④のりば松森団地 鶴が丘ニュータウン(住宅前経由) 鶴が丘ニュータウン(住宅前経由) 長命ヶ丘二丁目 泉中央	向原 地下鉄八乙女駅 住宅前 住宅前 住宅前 上谷刈三丁目 ¹ 地下鉄泉中央駅	徒歩 10 分 徒歩 15 分 徒歩 5 分 徒歩 5 分 徒歩 5 分 徒歩 1 分 徒歩 14 分
<p>●市バスの路線系統番号についてお知りになりたい方は交通局ホームページアドレス https://www.kotsu.city.sendai.jp/へ 携帯電話、インターネットからの「バスの接近情報」、「のりば」、「行き先」について どこバス仙台(仙台市交通局) https://www.dokobasu.kotsu.city.sendai.jp</p> <p>●宮城交通の時刻を検索したい方はこちら http://www.miyakou.co.jp/へ</p> <p>●市立小・中学校の学区を検索したい方はこちら https://www.city.sendai.jp/shogakuchose/kurashi/manabu/kyoiku/inkai/kensaku/index.html</p>							

最終チェックリスト (投函する前にもう一度ご確認ください)



1

チェック 提出する「①仙台市営住宅入居申込書 ②住宅困窮度申告書 ③一次審査結果通知書(ハガキ)」の赤枠内の該当する欄を漏れなく記入した。

2

チェック 上記③のハガキ1枚に63円切手を貼った。

3

チェック 「募集住宅一覧表」の中からひとつ選んだ住宅名(同一のもの)を申込住宅名の欄(2箇所)に記入した。

4

チェック 市営住宅入居申込書の申込者欄に記名した。

5

チェック 申込資格を確認した。(6・7ページ)

6

チェック 入居時に必要な手続き(31ページ)敷金の納入・緊急連絡人をつけてもらうこと等や家賃・共益費等と市営住宅のルール(32ページ)を確認した。

7

チェック 入居申込書・住宅困窮度申告書を郵送する封筒に140円切手を貼った。

※【該当者】は以下もチェックしてください。

8

チェック [单身入居可能住宅]に申込むので、申込資格(7ページ)を確認した。

9

チェック 「多数回落選ポイント」の適用を受けるため、対象期間内に申込み落選した住宅を[多数回落選該当欄]に記入した。

10

チェック [ペットと一緒に入居可能な住宅]に申込むので、申込資格(10・11ページ)を確認した。

この「入居募集のごあんない」は、(公財)仙台市建設公社募集課、市役所本庁舎2階市政情報センター、区役所総合案内、総合支所、青葉区役所戸籍住民課仙台駅前サービスセンター(アエル5階)、各証明発行センター、各区中央市民センター、仙台市社会福祉協議会各区事務所、生涯学習支援センター、宮城県住宅供給公社、市営住宅内各管理事務所(高砂、四郎丸、鶴ヶ谷、茂庭)で配布しています。

このパンフレット(冊子)はリサイクルできます。「雑誌」として分別しましょう。

仙台市営住宅定期募集住宅一覧表 (令和6年6月定期募集)

募集期間：令和6年6月6日(木)から16日(日)まで(郵便局消印有効)

- 家賃は令和6年度に適用される予定額です。入居決定時に確定しますが、表示額から増減することがあります。この他、共益費がかかります。
- 家賃と共に費用は毎年変動します。詳しくは「入居募集のごあんない」32ページをご覧ください。
- 階数や間取り等の選択はできません。
- 募集する住宅は、前の入居者が返還した住宅を日常生活に支障のない程度に修繕して入居していただくものです。新築のような状態ではありません。
- 今回募集している住宅には、すべてお風呂（浴槽・風呂釜）がついています。
- エレベーター有の住宅や1階の住宅であっても玄関までに段差のある住宅があります。
- 前回募集戸数・前回応募者数の「-」の表示は、新規で募集する場合や過去5年間に募集がなかったことを表しています。
- 申込みされた住宅の下見は、当選し二次審査に合格した方のみ可能となります。詳しくは入居説明会の中でお知らせいたします。
- 単身で申込みされる方（単身資格に該当する方）は、「**単身可**」と記載されている住宅に限り申込みできます。
- 荒井東市営住宅では、本市が委託する設備管理業者が電気を供給していることから、同業者との間で電気の利用契約を結ぶ必要がありますので、電力会社を自由に選ぶことができません。

◆一般向住宅 申込書の申込住宅欄には、「〇〇〇〇市営住宅・〇層・〇〇K」と必ず記入してください。

※ペットは飼育できません。

※低層：2階建
中層：3～5階建
高層：6階建以上

区	住宅名	構造	タイプ	今回募集戸数	募集階	エレベーター	間取り	建設年度	予定家賃(一般階層)				予定家賃(裁量階層)		前回募集戸数	前回応募者数
									①	②	③	④	⑤	⑥		
青葉区	小松島	中層	2LDK	1戸	3階		6・6・LDK	昭和49年度	14,100	16,300	18,700	21,100	24,100	27,700	1	10
	川平	中層	3DK		4階・5階		6・6・洋6・DK	昭和54年度	18,500 19,500	21,300 22,500	24,400 25,700	27,500 29,000	31,400 33,100	36,300 38,200	2	4
	上原	中層	3K	2戸	3階・4階		6・6・4.5・K	昭和51年度 昭和53年度	15,900 16,100	18,300 18,600	21,000 21,300	23,700 24,000	27,100 27,400	31,200 31,700	1	1
	上原	中層	3DK		4階		6・6・4.5・DK	昭和53年度	17,900	20,700	23,700	26,700	30,500	35,200	1	0
	小田原	中層	3K	1戸	5階	有	6・洋5.5・洋4.5・K	平成25年度	24,500	28,300	32,400	36,500	41,700	48,100	1	37
	通町	高層	2K	1戸	2階	有	4.5・洋5.5・K	平成25年度	23,100	26,700	30,500	34,400	39,400	45,400	1	132
宮城野区	高砂(東)	中層	3DK		2階・3階		6・6・洋6・DK	昭和62年度 平成2年度	22,500 23,400	25,900 27,000	29,700 30,900	33,400 34,800	38,200 39,800	44,100 46,000	1	1
	高砂(東)	高層	3DK	3戸	4階・6階・9階	有	6・6・洋6・DK	平成1年度	24,300 24,700	28,100 28,500	32,100 32,600	36,300 36,800	41,400 42,000	47,800 48,500	1	2
	高砂(西)	中層	2DK		2階	有	6・6・DK	平成4年度 平成5年度	19,300 20,200	22,300 23,300	25,500 26,700	28,800 30,100	32,900 34,400	38,000 39,700	1	17
	高砂(西)	中層	3DK	5戸	2階～4階	有	6・6・洋6・DK	平成2年度 平成4年度 平成5年度	23,900 26,300	27,600 30,400	31,600 34,700	35,600 39,200	40,700 44,800	47,000 51,700	4	11
	高砂(西)	高層	3DK		3階・6階	有	6・洋6・洋5・DK 6・洋6・洋6・DK	平成6年度 平成7年度	26,300 27,800	30,400 32,100	34,800 36,700	39,200 41,400	44,800 47,300	51,700 54,600	1	2
	鶴ヶ谷第一	高層	2K	2戸	5階・6階	有	6・洋4.5・K	平成24年度	16,700	19,300	22,100	24,900	28,400	32,800	2	66
	鶴ヶ谷第一	高層	3K		6階	有	4.5・洋5・洋4.5・K	平成27年度	22,800	26,400	30,200	34,000	38,900	44,900	3	32
	鶴ヶ谷第一	高層	3LDK	1戸	2階	有	6・洋5・洋4.5・LDK	平成27年度	33,200	38,300	43,800	49,500	56,500	65,200	—	—
	小鶴	中層	3DK	4戸	4階・5階		6・6・3・DK 6・6・4.5・DK	昭和51年度 昭和53年度	15,800 17,600	18,200 20,400	20,900 23,300	23,500 26,300	26,900 30,000	31,000 34,700	2	3
	幸町	中層	3DK		1階		6・4.5・洋6・DK	昭和53年度	17,900	20,600	23,600	26,600	30,400	35,100	1	5
	福田町第一	中層	3DK	5戸	4階・5階		6・6・洋6・DK 6・6・洋7・DK	昭和55年度	19,900 21,000	23,000 24,200	26,300 27,700	29,600 31,300	33,900 35,800	39,100 41,300	3	0
	福田町第二	中層	3DK		3階～5階		6・6・洋6・DK 6・6・洋7・DK	昭和56年度 昭和60年度	20,800 21,900	24,000 25,300	27,500 29,000	31,000 32,700	35,400 37,400	40,800 43,100	2	1
	福田町第二	中層	2LDK	1戸	4階		6・6・LDK	昭和56年度	19,700	22,700	26,000	29,300	33,500	38,600	1	1
	田子西第二	中層	2K	1戸	4階	有	6・洋5・K	平成26年度	16,100	18,600	21,300	24,000	27,400	31,600	1	22

若林区	若林	中層 3DK	1戸	3階	6・6・洋5・DK	昭和55年度	19,600	22,600	25,800	29,100	33,300	38,400	1	0
	荒井	中層 1LDK		1戸	※洋室とLDKの間に仕切り壁はありません。									
		単身可		1階	有 洋4・LDK	平成14年度	15,400	17,800	20,400	23,000	26,300	30,300	2	39
	荒井東	高層 2K	3戸	※電気の契約にあたって、電力会社を自由に選ぶことができません（「入居募集のごあんない」32ページ参照）。										
		単身可		4階・8階・10階	有 4.5・洋5・K	平成24年度	17,500	20,200	23,100	26,100	29,800	34,400	1	32
	荒井東	高層 3K	1戸	※電気の契約にあたって、電力会社を自由に選ぶことができません（「入居募集のごあんない」32ページ参照）。										
				10階	有 6・洋5.5・洋5.5・K	平成24年度	23,900	27,600	31,600	35,700	40,800	47,000	2	23
	六丁の目西町	高層 2K	1戸	5階	有 4.5・洋5.5・K	平成25年度	16,400	18,900	21,700	24,400	27,900	32,200	1	45
		単身可		3階	有 4.5・洋5.5・K	平成26年度	15,900	18,400	21,000	23,700	27,100	31,300	2	69
	荒井南第二	中層 2K	1戸	1階	有 4.5・洋5.5・K	平成26年度	15,900	18,400	21,000	23,700	27,100	31,300	1	55
		単身可		3階	有 4.5・洋5・K	平成26年度	16,300	18,800	21,500	24,300	27,700	32,000	1	45
	六郷	中層 4K	1戸	3階	有 6・洋7・洋6.5・洋6.5・K	平成26年度	27,700	32,000	36,600	41,200	47,100	54,400	1	11
				4階	有 6・洋6・K	平成13年度	18,100	20,800	23,800	26,900	30,700	35,500	1	24
太白区	四郎丸	中層 2DK	1戸	3階	6・洋6・DK	平成5年度	19,400	22,400	25,600	28,800	33,000	38,000	1	6
		単身可		4階・7階	有 6・洋6・DK	平成5年度	20,000	23,000	26,400	29,700	34,000	39,200	1	4
	四郎丸	高層 2DK	2戸	4階・7階	有 6・洋6・DK	平成5年度	20,100	23,200	26,600	30,000	34,300	39,500		
		単身可		4階・5階	有 6・6・洋6・DK 6・洋6・洋6.5・DK	平成7年度	25,500 25,900	29,400 29,900	33,600 34,200	37,900 38,600	43,300 44,100	50,000 50,900	1	2
	四郎丸東	高層 3DK	1戸	4階	有 6・洋6・洋6・DK	平成12年度	26,600	30,700	35,100	39,600	45,300	52,200	2	10
				2階～5階	6・9・K	昭和49年度	13,700 14,400	15,800 16,700	18,100 19,100	20,400 21,500	23,300 24,600	26,900 28,400	8	2
	太白	中層 2K	9戸	5階	6・6・洋5・DK	昭和51年度	17,500	20,200	23,100	26,100	29,800	34,400	1	9
		単身可		3階～5階	6・4.5・洋6・DK 6・6・洋4.5・DK	昭和51年度 昭和52年度	16,600 18,800	19,100 21,700	21,900 24,800	24,700 28,000	28,200 32,000	32,500 37,000	2	4
	郡山	中層 3DK	1戸	4階	6・6・洋5・DK	昭和51年度	18,600	21,400	24,500	27,700	31,600	36,500	2	3
				2階～5階	6・4.5・洋6・DK 6・6・洋4.5・DK	昭和57年度	20,300 23,900	23,400 27,600	26,800 31,600	30,200 35,600	34,500 40,700	39,900 47,000	19	0
	西中田	中層 3DK	6戸	6階	6・6・洋5・DK	昭和57年度	18,600	21,400	24,500	27,700	31,600	36,500	2	3
				3階～5階	6・4.5・洋6・DK 6・6・洋4.5・DK	昭和62年度	23,900	27,600	31,600	35,600	40,700	47,000		
	茂庭第一	中層 2DK	1戸	4階	6・6・DK	昭和57年度	18,600	21,400	24,500	27,700	31,600	36,500	2	3
		単身可		2階～5階	6・4.5・洋6・DK 6・6・洋4.5・DK 6・6・洋5・DK 6・6・洋6・DK 6・6・洋8・DK	昭和63年度								
	あすと長町第二	高層 2K	1戸	6階	有 6・洋3.5・K	平成25年度	17,600	20,400	23,300	26,300	30,000	34,700	2	175
		単身可		3階	6・6・洋6・DK	昭和59年度	22,000	25,400	29,000	32,800	37,400	43,200	1	6
泉区	天神沢	中層 3DK	1戸	5階	6・6・洋6・DK	昭和60年度	16,000	18,500	21,200	23,900	27,300	31,500	1	87
				6階	有 6・洋4.5・K	平成25年度	16,100	18,600	21,200	24,000	27,400	31,600		
	泉中央南	高層 4K	1戸	3階	有 6・洋6・洋5.5・洋4・K	平成25年度	29,200	33,700	38,600	43,500	49,700	57,400	1	43

◆多家族向住宅

申込書の申込住宅欄には、「〇〇多家族市営住宅・〇層・4DK」と必ず記入してください。

※4人以上の世帯が申込みできます。詳しくは仙台市営住宅定期募集一覧表最終ページに記載の「市営住宅の種類について」をご確認ください。

※ペットは飼育できません。

区	住宅名	構造 タイプ	今回募集戸数	募集階	エレベーター	間取り	建設年度	予定家賃(一般階層)			予定家賃(裁量階層)			前回募集戸数	前回応募者数		
								①	②	③	④	⑤	⑥				
青葉区	角五郎 多家族	中層 4DK	1戸			1階	6・6・4.5・洋7.5・DK	昭和56年度	30,500	35,200	40,300	45,500	52,000	60,000	1	0	
宮城野区	高砂(東) 多家族	中層 4DK	2戸			2階・3階	6・6・6・4.5・DK	昭和62年度 昭和63年度	27,600 28,400	31,800 32,800	36,400 37,500	41,100 42,300	46,900 48,400	54,100 55,800	1	0	
						2階	有	6・6・洋4・洋6・DK	平成5年度	29,500	34,100	39,000	43,900	50,200	57,900	2	0
太白区	四郎丸 多家族	中層 4DK	1戸			3階	6・6・洋6・洋6・DK	平成5年度	28,600	33,000	37,700	42,600	48,600	56,100	1	1	
						4階	有	6・6・洋6・洋4.5・DK	平成5年度	29,800	34,400	39,300	44,400	50,700	58,500	1	0
	四郎丸東 多家族	高層 4DK	1戸			5階	有	6・洋6・洋6・洋5・DK	平成14年度	31,100	35,900	41,100	46,300	53,000	61,100	1	0
	茂庭第一 多家族	中層 4DK	1戸			4階	6・6・6・洋4.5・DK	昭和58年度	26,600	30,700	35,100	39,600	45,300	52,200	1	0	

◆高齢者及び軽度身体障害者世帯向住宅

申込書の申込住宅欄には、「〇〇高齢市営住宅・〇層・2DK」と必ず記入してください。

※60歳以上の方又は身体障害者手帳の交付を受け記載されている障害が下肢あるいは体幹機能障害(内部機能障害は該当しません)による1級から4級までの方等を含む世帯が申込みできます。

※高齢者及び軽度身体障害者世帯向住宅は、建物により玄関までに数段の階段や段差があります。詳しくは仙台市営住宅定期募集一覧表最終ページに記載の「市営住宅の種類について」をご確認ください。

※ペットは飼育できません。

区	住宅名	構造 タイプ	今回募集戸数	募集階	エレベーター	間取り	建設年度	予定家賃(一般階層)			予定家賃(裁量階層)			前回募集戸数	前回応募者数		
								①	②	③	④	⑤	⑥				
宮城野区	高砂(東) 高齢	中層 2DK 单身可	1戸			1階	6・6・DK	昭和62年度	17,900	20,600	23,600	26,600	30,400	35,100	1	12	
太白区	四郎丸東 高齢	高層 2DK 单身可	1戸			1階	有	6・洋6・DK	平成8年度	21,700	25,000	28,700	32,300	36,900	42,600	1	12

◆一般向住宅<ペットと一緒に入居可能な住宅>

申込書の申込住宅欄には、「〇〇〇〇・ペット可市営住宅・高層・〇〇K」と必ず記入してください。

※現在、ペットを飼育している世帯のみ申込みできます。(申込締切日後に飼育開始されている方は対象ではありません。)

区	住宅名	構造 タイプ	今回募集戸数	募集階	エレベーター	間取り	建設年度	予定家賃(一般階層)			予定家賃(裁量階層)			前回募集戸数	前回応募者数				
								①	②	③	④	⑤	⑥						
青葉区	落合 ペット可	高層 2K 单身可	1戸			※犬及び猫、小鳥、仙台市が許可した動物													
若林区	六丁の目中町 ペット可	高層 2DK	1戸			※犬又は猫については3頭以内、個人での飼育が禁止されていない動物については自己で管理できる範囲以内													

■市営住宅の種類について

◆一般向住宅

- 申込資格に該当される方であれば申込みできる住宅です。
ただし、単身で申込みされる方は、「仙台市営住宅定期募集住宅一覧表」に単身可と記載されている住宅に限り申込みができます。

◆多家族向住宅（目的別住宅）

- 申込資格に該当し、4人以上で入居しようとする方が申込みできます。
- 3人以下になった時は明渡していただくこととなります。

◆高齢者及び軽度身体障害者世帯向住宅（目的別住宅）

高齢者及び軽度身体障害者世帯向住宅とは、室内の段差解消や玄関等に手すりを設置している住宅です。

- 申込みできるのは、申込資格に該当し、次の要件のいずれかに該当する方がいる世帯です。

- (1)60歳以上の方
- (2)身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害が下肢あるいは体幹機能障害（内部機能障害は該当しません）による1級から4級までの方
- (3)戦傷病者手帳の交付を受け、その障害の程度が上記の身体障害者と同程度の方

- 上記要件に該当する人がいなくなった時は明渡していただくこととなります。

[主な設備]

- ①手すりの設置（共同階段、玄関等）
- ②室内の段差解消
- ③非常通報ブザー

住宅の種類に関わらず入居される方が階数・間取り等を選択することはできません。ただし、高齢者世帯、身体障害者世帯の方は、できるかぎり募集住宅の中で階下へ考慮させていただきます。

この募集住宅一覧表はリサイクルできます。「雑がみ」として分別しましょう。

区分	一般 留学生 生活保護 外国人	子育て ひとり親 多子 高齢者 特殊疾病 障害者 配偶者等からの暴力被害者 引揚者 犯罪被害者等 戦傷病者 療養所入所者	多落選	受付番号		
			被爆者・ハンセン病 戦傷病者 療養所入所者			
市営住宅の入居申込で知り得た個人情報を取り扱うに当たっては、入居資格審査及び市営住宅の管理運営の目的以外に使用することはありません。			一般・裁量			
			抽選番号			
			抽選結果			
			二次審査			
※赤枠の中のみ記入してください。裏面も記入してください。消せるペン等は使用しないでください。	申込住宅名		構造	タイプ	電話番号(申込者)	
	市営住宅		層	K	自宅() 携帯()	
ペットと一緒に入居を希望される方は、下記にペットの種類と頭数を記入してください。(これから飼育予定の方は、対象とはなりません)						
飼育するペット	犬・猫 頭 その他() 頭					
※必ず「募集住宅一覧表」で該当住宅を確認してください。						
・住所(住民登録をしている住所を記入してください。配偶者等からの暴力被害者の方は生活の実態のある所。) ・年間所得額を記載してください。			控除の種類 (○で囲んでください)			
申込者	フリガナ		以前の勤務先名 <input checked="" type="checkbox"/> ()	年月退職 事業	給与 年金	老扶 特扶 寡婦 ひとり親
	氏名		現在の勤務先名 <input checked="" type="checkbox"/> ()	年月採用		身体障害級 療育手帳判定 精神障害級 治療方法が確立していない 疾病その他特殊な疾病
	統柄(本人) 生年月日 明大昭平 年月 日 歳 生活保護					
	住所		〒□□□-□□□□			
申込者の他に入居する親族 (婚姻の予約者含) ※確実にいつしょに入居する人	フリガナ		以前の勤務先名 <input checked="" type="checkbox"/> ()	年月退職 事業	給与 年金	親族 老扶 特扶 寡婦 ひとり親
	氏名		現在の勤務先名 <input checked="" type="checkbox"/> ()	年月採用		身体障害級 療育手帳判定 精神障害級 治療方法が確立していない 疾病その他特殊な疾病
	統柄() 生年月日 明大昭平 令 年月 日 歳 生活保護					
	住所		〒□□□-□□□□			
入居しない扶養親族	フリガナ		以前の勤務先名 <input checked="" type="checkbox"/> ()	年月退職 事業	給与 年金	親族 老扶 特扶 寡婦 ひとり親
	氏名		現在の勤務先名 <input checked="" type="checkbox"/> ()	年月採用		身体障害級 療育手帳判定 精神障害級 治療方法が確立していない 疾病その他特殊な疾病
	統柄() 生年月日 明大昭平 令 年月 日 歳 生活保護					
	住所		〒□□□-□□□□			
入居しない扶養親族 統柄() 氏名 生年月日 年月 日 住所 〒						
入居しない扶養親族 統柄() 氏名 生年月日 年月 日 住所 〒						
希望郵送先 〒□□□-□□□□						

住宅困窮度申告書(令和6年6月募集・ポイント方式)

「入居募集のごあんない」16~19ページの記入例や21ページ~27ページの所得計算の解説を見ながら、申込締切日「現在」の状況により、以下の質問に答えてください。

(注意) 申告いただいた内容について、後日、証明書類等を提出いただき確認します。虚偽の申告をした場合、原則として失格となりますので注意してください。

問1-1 建物賃貸借契約書等を確認し、現在、お住まいの住宅の専用面積を記入してください。

※間取り(例: 6畳)や部屋タイプ(例: 1K)の記入は加点されません。専用面積は台所・便所・浴室・押入れ等も含みますので必ず建物賃貸借契約書等を参照し記入してください。

住宅の専用面積 m²

問1-2 現在、お住まいの方(申込者を含む)の年齢区分ごとの人数を記入してください。

年齢区分	10歳以上	9歳~6歳	5歳~3歳	2歳以下
人 数	人	人	人	人

参考(加点計算方式)※記入は不要です

年齢区分	10歳以上	9歳~6歳	5歳~3歳	2歳以下	合計
人 数	1.0	0.75	0.5	0.25	小数点切上げ
世帯人数					

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人
最低居住面積水準	25m ²	30m ²	40m ²	50m ²	57m ²	66.5m ²

居住水準ポイント = (住宅の専用面積 ÷ 最低居住面積水準) × 100 = %

居住水準ポイント	100%以上	80~100%未満	60~80%未満	40~60%未満	40%未満
点 数	0点	1点	2点	3点	4点

問2-1 「入居募集のごあんない」22~25・27ページを確認し、世帯全員の年間所得金額の合計を記入してください。

世帯の年間所得金額 円

問2-2 「入居募集のごあんない」26・27ページを確認し、所得から控除する金額の合計を記入してください。

合計控除金額 円

参考(加点計算方式)※記入は不要です

世帯の所得月額 = (世帯の年間所得金額 - 合計控除金額) ÷ 12 = 円

所得月額	158,001円~ 139,001円~ 123,001円~ 104,001円~ 0~104,000円	点 数	0点	1点	2点	3点	4点
点 数							



63円切手
を貼って
ください。

問3 現在、申込者が負担しているお住まいの「家賃月額(管理費・共益費・駐車場代等除く)」はいくらですか。

※持家の方や賃貸借契約を締結せずに住宅に居住している方(例:親名義の家の一部屋を借りている)、生活保護の受給者等は、「0円」となります。

※市営住宅の申込者が借主でない場合は、原則として加点されません。

家賃月額

円

参考(加点計算方式)※記入は不要です

$$\text{家賃負担率} = (\text{家賃月額} \div \text{世帯の所得月額}) \times 100 = \underline{\hspace{2cm}} \%$$

家賃負担率	30%未満	30~35%未満	35~40%未満	40~45%未満	45%以上
点数	0点	1点	2点	3点	4点

問4 「入居募集のごあんない」18ページをご確認の上、該当するものに○をつけてください。

※一つの質問に対し複数の○をつけた場合、無効になります。

4-1	現在、住宅ではない建物(倉庫や事務所)に住んでいる。※1	4点	
4-2	現在、住宅に専用の設備が足りていな い。※2	台所・便所・浴室のいずれかが無い 台所・便所・浴室のいずれかが共用	4点 2点
4-3	現在、「ひとり親」「多子世帯」「子育て世帯」いずれかに該当する。	2点	
4-4	現在、「高齢者世帯」に該当する。	75歳以上(後期高齢者)の方がいる 60歳~74歳の方がいる	3点 2点
4-5	現在、「心身障害者世帯等」に該当する。	身体1・2級、精神1級、療育A、のいずれ かに該当する方がいる 身体3・4級、精神2・3級、療育B、その他特殊 な疾病のいずれかに該当する方がいる	3点 2点
4-6	現在、「配偶者等からの暴力被害者世帯」「戦傷病者世帯」「原爆被害者世帯」「引揚者 世帯」「ハンセン病療養所入所者世帯」「犯罪被害者等世帯」のいずれかに該当する。	2点	
4-7	現在、申込者が正当な理由により立退きを求められている。※3	4点	
4-8	現在、多数回落選者世帯に該当する ※4※5	申込月から過去二年間の定期募集で 5回以上落選している 申込月から過去二年間の定期募集で 3~4回落選している	2点 1点

※1)住んでいる建物に住民票があることが条件です。車生活や路上生活、不法占有されている方等は加点されません。

※2)寮や寄宿舎等に住んでいる方は加点されません。また、親族と同居している場合や建物賃貸借契約書を交わしていない場合、設備の故障で使用できない場合も加点されません。

※3)「正当な理由」とは、建物の取壊しや公共事業等による立退き請求などです。後日、証明書等の提出を求めます。家賃滞納や迷惑行為、賃貸借契約終了等の本人に原因のある立退きは該当しません。

※4)過去に当選した方や補欠で当選した方で、辞退された方は該当しません。

※5)特定枠募集は該当しません。

切り離さないでください

一次審査結果通知の受け取り先は、住民票の住所
(現住所)と違うところでもかまいません。

ハガキに63円切手
必ず貼ってください。

※申込書の提出(一次審査)の際には
証明書類の提出は必要ありません。

切り離さないでください

『多数回落選者世帯に対する優遇措置』の適用を
受ける方は、過去2年間の募集において、3回以上申
込みを行い、抽選の結果いずれも落選または補欠で
順番が回らなかった方が対象となります。当選した
方や補欠で順番が回ってきた方で辞退された方は、
該当しません。

〔多数回落選該当欄〕

対象期間	申込んだ住宅名
令和4年 6月 募集	市営住宅
令和4年 9月 募集	市営住宅
令和4年12月 募集	市営住宅
令和5年 3月 募集	市営住宅
令和5年 6月 募集	市営住宅
令和5年 9月 募集	市営住宅
令和5年12月 募集	市営住宅
令和6年 3月 募集	市営住宅

記入しなかった場合は該当しません。

上記の期間以外の期間は対象とはなりません。

※赤枠の中のみ記入してください。

住所

氏名

様

令和6年6月定期募集

一次審査結果通知書

申込住宅名	市営住宅	層	K
入居する人数	名		

※審査結果は裏面になります。

〒980-0803 仙台市青葉区国分町三丁目10-10

(公財)仙台市建設公社 住宅部 募集課

電話 022-214-3604 FAX 022-214-8592

切り離さないでください

※赤枠の中のみ記入してください。

〈公社記入欄〉

一 次 審 查	審査1	審査2	審査3	特記事項

必 要 書 類	作成	確認1	確認2	

二 次 審 查	審査1	審査2	審査3	特記事項

備考	
----	--

入居申込み理由

1 市営住宅の申込みの理由(住宅困窮理由)は何ですか。(複数回答可)
あてはまる番号を○で囲み、空欄に記入してください。

1. 他の世帯との同居により著しく生活上の不便をきたしている。
2. 同居を必然とする親族(夫婦及び未成年の子)と別居している。
3. 遠距離通勤をしている。
4. 収入と比べて、著しく高額な家賃を支払っている。
5. 正当な事由により、家主等から住宅の明渡しを求められているが立ち退き先がない。
6. 住宅が狭くなつたため。
7. その他 []

2 現在住んでいる住宅の種類はどれですか。

あてはまる番号を○で囲み、空欄に記入してください。

- | | | |
|---------------------|---------|-----------|
| 1. 持家 | [所有者氏名] | [申込者との続柄] |
| 2. 賃貸 | [借主氏名] | [申込者との続柄] |
| 3. 市町村営・県営住宅・復興公営住宅 | [借主氏名] | [申込者との続柄] |
| 4. その他() | | |

※市営住宅の申込者が借主でない場合は、原則として加点対象とならないのでご注意ください。

3 申込者又は同居をしようとする方は、以前市営住宅に住んでいたことがありますか。
あてはまる番号を○で囲んでください。

1. 有
2. 無

住んでいたことがある方は住宅名と入居期間を記入してください。

住宅名: _____ 住宅棟号 入居期間: _____ 年から _____ 年まで

4 外国籍の方は次の質問にお答えください。

あてはまる番号を○で囲み、空欄に記入してください。

- | | | | |
|-----------|------------------|-------|--------|
| 国籍: _____ | 留学生(就学生を除きます)ですか | 1. はい | 2. いいえ |
|-----------|------------------|-------|--------|

5 入居予定者の中に、下記の項目に該当する方がいらっしゃいますか。

いらっしゃる場合は番号を○で囲んでください。(あてはまる□には、チェック(✓)をつけてください)

1. 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方。
2. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により、厚生労働大臣の認定を受けている方。
3. 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項に規定する支援給付を含む)を受けている方。
4. ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方。
5. 海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で、日本に引き揚げた日から起算して5年未満の方。
6. 申込者本人が配偶者等からの暴力を理由として配偶者暴力相談支援センターまたは女性自立支援施設もしくは母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年未満の方並びに裁判所から保護命令を受けている配偶者等から暴力を受けた被害者で当該命令が効力を生じた日から起算して5年未満の方。及び女性相談支援センター等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている被害者(なお、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関等による「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」による確認がされている方も同様に取り扱う)
7. 犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等で、同条第1項に規定する犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった方
8. 入居しない戸籍上の配偶者がいる方。(□離婚調停中で事件係属証明書が出る・□住民票上1年以上別居中で復縁の意思はない・□配偶者等からの暴力被害者に該当する証明書が出る)
9. 現在持家(一戸建・分譲マンション)がある。(共同名義含む)
10. 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定める疾病の方。
(疾病名:
疾病対象の方のお名前:)

暴力団員に関する注意点

申込者及び同居しようとする方(以下「申込者等」といいます)に、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいいます)が含まれている場合は、入居資格がありません。(申込者等は誰も入居できません)暴力団員が入居していることが判明した場合は、理由のいかんを問わず明渡請求を受け、全員が速やかに退去しなければなりません。

仙台市長は、入居資格のない暴力団員が市営住宅に入居することを防止し、また、暴力団員を含む世帯に明渡請求するため、宮城県警察本部長から意見を聴取することができます。

一次審査結果通知書

令和6年7月11日